

別記様式（第5条第1項関係）

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

6 年 4 月 17 日

津山市議会議長 中島 完一 殿

津山市議会議員 高橋 寿治

津山市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、交付を受けた政務活動費について、下記のとおり報告します。

記

1 収 入

政務活動費の前期総額 550,000 円

2 支 出

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費 要 請 ・ 陳 情 活 動 費	451,908 円	調査研究旅費、ガソリン代
研 修 費 会 議 費	70,000 円	セミナー受講料
広 報 費	円	
広 聴 費	55,000 円	「県北サミット」例会費
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
合 計	576,908 円	

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残 余

政務活動費の前期総額－支出の総額 550,000－576,908＝－26,908 円

(参考様式1)

(5 年度)

費目別一覧表

費目名 調査研修費

年 月 日	支出内容	支出額	備 考
5. 5. 31	5 月分ガソリン代	5,352 円	
5. 6. 29	自治体公共 WEEK 視察出張旅費	59,260 円	
5. 6. 30	6 月分ガソリン代	2,282 円	
5. 7. 5	全国地方議会サミット参加出張旅費	112,950 円	
5. 7. 31	7 月分ガソリン代	2,455 円	
5. 8. 31	8 月分ガソリン代	2,712 円	
5. 9. 30	9 月分ガソリン代	4,015 円	
5. 10. 12	農業 WEEK 視察出張旅費	57,660 円	
5. 11. 30	11 月分ガソリン代	2,298 円	
6. 12. 31	12 月分ガソリン代	3,546 円	
6. 1. 31	1 月分ガソリン代	1,616 円	
6. 2. 2	議長・委員長のための議会運営セミナー聴講、 インクルーシブ公園視察出張旅費	82,320 円	
6. 2. 14	地方議会研究会セミナー聴講、 インクルーシブ公園視察出張旅費	58,100 円	
6. 2. 28	2 月分ガソリン代	2,640 円	
6. 3. 27	議員が有する発言権セミナー聴講出張旅費	53,420 円	
6. 3. 31	3 月分ガソリン代	1,282 円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
合 計		451,908 円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 5 月 31 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,352 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	5 月ガソリン代金 21,411 円 案分 1/4 5,352 円
---------	---------------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

領収書貼付票(費目: 調査研究費)

ENEOS ENEOS

納品書(領収書)

2023年05月16日 18:11

売上
■ カード 加付 様
トク XXXXXXXXXX0482
提携カード
車両番号 実車番
0110-00
レギュラーガソリン P-01
10,000
165円 ¥1,650
(QRコード値引 3円) ¥30
値引後単価 162円 ¥1,620
(内ガソリン税 ¥53.80円) ¥538
合計 ¥1,620
(消費税10%対象 ¥1,620
内消費税等 ¥147)
クレジット支払

CRID11
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4781107
※クレジット決済は、本所にて行われます。
※領収書は、クレジット決済完了後、1週間程度で発行されます。
※商品名(1) 燃料(ガソリン) 10.000L

東真産業株式会社
セルフ高野山西給油所
岡山県 津山市高野山西482-1
TEL: 0868-26-3680 SS-303140
レシートNo 2640-01 データNo 8764-8767
外通番 17-32930
005セルフ高野 2023/05/16

納品書(領収書)

2023年05月11日 17:56

売上
■ カード 加付 様
トク XXXXXXXXXX0482
提携カード
車両番号 実車番
0110-00
レギュラーガソリン P-01
20,000
165円 ¥3,300
(QRコード値引 3円) - ¥60
値引後単価 162円 ¥3,240
(内ガソリン税 ¥53.80円) ¥1,076
合計 ¥3,240
(消費税10%対象 ¥3,240
内消費税等 ¥295)
クレジット支払

CRID11
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 4785512
※クレジット決済は、本所にて行われます。
※領収書は、クレジット決済完了後、1週間程度で発行されます。
※商品名(1) 燃料(ガソリン) 20.000L

東真産業株式会社
セルフ高野山西給油所
岡山県 津山市高野山西482-1
TEL: 0868-26-3680 SS-303140
レシートNo 2084-01 データNo 7024-7027
外通番 17-32693
005セルフ高野 2023/05/11



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

2023年05月18日(木)14:24

給油 010000

■ カード 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX 0482 6 9875
0-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥8,781
N O 9 54.80L/リ @160.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥2,953)

合計 ¥8,781
(内消費税等 ¥798)

商品欄 *内税商品 *非課税商品

一括払い No: 4714017 1: 14017 8
端末番号 9595500000000
ARCO0 ATC0240 CREDIT
00
TK674280

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101

お客様控え
(クレジット領収書)

686715
(株) 波谷石油
オートセル御津SS
岡山県岡山市北区御津字垣1476-1
TEL 086-724-4717

売上
2023年 5月26日 08:22
様
提携クレジット 41-429770XXXXX0482

レギュラー P-23(内)
50.13L @155.0 7770円
@1200.00
(内、ガソリン税 @53.80 2697円)
(内、LINE特売 -@4.0 -201円)

合計 7,770円
(内、消費税等(10.00%) 706円)
(内、P支払可能金額 7,770円)

※ガソリン税に消費税は加算されません※

支払区分: 一括
承認No. 0004720293
端末識別番号: 0817501686715 ATC: 0244
端末処理番号: 20293
IC/MS識別子: IC
AID: CREDIT
カードシード番号: 00

1けること。

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 6 月 29 日～30 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	59,260 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	自治体・公共 Week2023 参加
---------	--------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第 4 号(第 3 条関係)

支 払 証 明 書

金 額 59,260 円

(内 訳)

支 払 日	5 年 6 月 29 日
支 払 内 容	自治体・公共 Week 参加旅費
支 払 先	名称 高橋 寿治 住所 津山市高野山西 1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

5 年 7 月 5 日

津山市議会議員

高橋 寿治

旅費計算書

議員氏名	高橋 寿治
出張先(内容)	東京:東京ビッグサイト(自治体・公共Week2023 参加)
出張日	令和5年6月29日～6月30日

日程 月 日	行程			交通手段					
	乗車地		降車地	鉄 道 費(JR) 基 本 特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール	
6月29日	津山	→	岡山	11,000					
"	岡山	→	品川		7,100				
"	品川	→	新橋						
"	新橋	→	東京ビッグサイト		390				
6月30日	東京ビッグサイト	→	新橋		390				
"	新橋	→	浜松町	150					
"	浜松町	→	羽田空港						500
"	羽田空港	→	岡山空港			16,980			
"	岡山空港	→	岡山				780		
"	岡山	→	津山	1,170					
	小 計			12,320	7,100	780	16,980	780	500

合計(単位:円)

38,460

(A)

車 賃 (自家用車)	→		Km					
	→		Km					
	小 計			0 Km	× 20円 (1Kmあたりの単価)	=	0 円	

合計(単位:円)

0

(B)

交 通 費		(A) + (B) = 38,460 円		
宿 泊 料		14,800 円 ×	1 日 =	14,800 円
日 当	県外	3,000 円 ×	2 日 =	6,000 円
	県内	1,700 円 ×	日 =	0 円
合 計		59,260 円		

上記出張における旅費計上額

59,260 円

(参考様式2)

5 年 6 月 30 日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 5 年 6 月 29 日 ~ 令和 5 年 6 月 30 日
出張先	東京都江東区有明 1-11-1 東京ビッグサイト
出張内容	第 6 回自治体・公共 Week 参加
応 対 者	出展者 セミナー講師
概 要 所 感	別 紙

自治体・公共 Week2023

令和 5 年 6 月 29.30 日

東京都江東区有明 3-11-1 東京ビッグサイト東 7 ホール

自治体・公共向けの「第 4 回自治体 DX 展」「第 7 回地方創生 EXPO」「第 3 回地域防災 EXPO」「第 4 回スマートシティ推進 EXPO」「第 4 回自治体向けサービス EXPO」「第 2 回インフラメンテナンス展」の 6 つの専門展で構成された展示会。



「住みやすい街づくり」「活性化」「業務効率化」につながる製品・サービスを求めて、全国から自治体や官庁、公共機関が来場し、製品・サービスの比較検討や最新トレンドの情報収集を行うことを目的に開催された。



今回訪れ、説明を聞いたブースを紹介。

・明星電気 超高密度気象観測・情報提供サービス POTEKA

小型気象計。7つのセンサを搭載（気温・気圧・相対湿度・風向風速・日射・感雨・雨量）し、小型・軽量・省電力で携帯電話網を利用した通信機能があり、どこにでも簡単設置。

気象を把握したいエリアに気象計をきめ細かく設置、正確な気象情報をピンポイントで手に入れることが可能。情報は Web を通じていつでもどこでも取得できる。



- ・エヴォルブド・インフォ 地方創生 RPG シリーズ, 地方創生すごろくアプリ
それぞれの自治体に応じた地方創生をわかりやすくゲームで知る。



- ・三菱商事 交通移動手段「のる〜と」
AIを活用し、利用客の乗りたい時間、行きたい場所に合わせて走るオンデマンドバス
- ・NTT ネクシア
テーマ："人"と"デジタル"を活用した住民サービス向上・満足度向上、自治体職員さまの業務負担軽減
 - 粗大ごみ収集受付ソリューション
 - 市政コンタクトセンターソリューション
 - マイナンバー交付予約・交付促進ソリューション
 - 地域通貨ソリューション
 - その他 地域行政及び住民サービスに関する BPO 業務
- ・エピックベース AI 議事録「スマート書記」
AI と音声を活用して議事録の作成を自動化・効率化するクラウドサービス。単なる文字起こしツールではなく一つの画面で会議の録音、音声の再生、文字起こし、議事録作成ができるため、議事録作成時間の大幅な短縮が可能
- ・NTT コミュニケーションズ BPR
RPA・AI-OCR の活用でルーティンワークを自動化し、業務の効率化と、労働生産性の向上を実現することが可能。50 団体以上の自治体での導入をサポート実績。
- ・キーエンス RPA

『RK シリーズ』は、ナビに沿ってクリックするだけで新規シナリオ作成ができる『フローナビゲーション』機能を搭載。Excel や Word、フォルダ、任意のアプリなどのデータを取り出したい項目を選び、操作手順を決め、ナビに沿ってクリックするだけで設定が完了。2ステップでシナリオ作成、感覚的に自動化プログラムが組める。

・HOYA（株） アイケアカンパニー アイシティ eco プロジェクト

使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収するリサイクル活動です。3つの社会貢献を目的として、2010年より業界で初めてこの活動をスタートし、今年で活動期間は13年目を迎える。全国35市町村の自治体と協定を締結し、協働で回収を実施

・ペガサス 小中学生防災教育

防災事業の一つとして、現在「はまっ子プロジェクト」という企画を推進。今年度の9月、横浜市教育委員会を通じて、防災ライトを含む防災セットを、横浜市の全公立中学1年生（約26,000名）に配布。教材は横浜市消防局と横浜市危機管理室に監修、製作。地元である横浜市を起点に本プロジェクトを開始し、将来的には、全国に展開。



・グーグル合同会社 Google for Government

AI、インフラストラクチャ、セキュリティ、コラボレーションの各ソリューションの力を活用して、政府機関・自治体のミッション達成を支援。

・グローリー 自治体向け総合カタログ

「自治体のDXを推進するグローリーのセルフ化／コンタクトレスソリューション」をコンセプトに、窓口・後方業務の効率化と住民の利便性を支援する「行政手続きソリューション」、施設の利用予約から決済までを無人化する「施設管理ソリューション」を紹介。自治体・官公庁の皆様の業務改革を実現する製品・ソリューションを提案。

・キャッシュレス推進協議会 自治体マイナポイント

「自治体マイナポイント事業」として、一部地方自治体で、迅速かつ効果的な給付施策等が行われている。提供する共通基盤システムを通じて、地方自治体等の様々な給付施策等のDX化、及び業務効率化を支援。本システムは、自治体マイナポイント等の臨時的な給付だ

けではなく、出産・子育て支援交付金といった、定常的な給付業務にも可能。

・エプソンアヴァシス 消防団向けアプリ「コミュたす」

コミュたすは、消防団の業務を効率化するために、現役消防団員が地元消防関係者の協力を得てつくった消防団のためのアプリ。消防団員の作業負荷軽減と出動実績の記録が実現。

・凸版印刷 子どもデジタル学習システム

「デジ防災™」は、1 回約 10 分で小中学生が楽しく防災を学べる防災教育教材。・防災教育の推進や教育の DX に取り組む香川県三豊市（市長：山下 昭史、以下 三豊市）で市内の小中学校全 26 校に 2023 年 1 月から導入。

・エスパック おむつ一次処理 防災

非常時に備える防災関連グッズとして、国産の極繊維フィルターを使用した非常用ブランケット（インナーケット）や非常用の簡易トイレ、業務用おむつ一時処理袋、抗菌枕カバーの製造。

（所感）

自治体、公共機関のデジタル化に対し、今後どのようなソリューションが必要か、市民の福祉向上に向けたサービスの方向性を示す、多くの出展企業からの提案があった。

上記の訪問ブースの多くは今後さらに深掘りし、津山市において採用できるもの、参考にできるものを精査して提案していきたいと思う。

（株）HOYA アイシティーが提案実施している、使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収するリサイクル活動は 3 つの社会貢献（1.空ケース再資源化による環境保全、2.障がい者の自立・就労支援、3.日本アイバンク協会への寄付）と非常に有効な活動で、回収ボックスの設置、回収も業者がするという自治体の負担はなく社会貢献につながる。

現在空ケースのポリプロピレンのリサイクルは全体の 2 パーセントらしい。

いただいたパンフレットを環境福祉部へ渡し、検討をお願いしている

・基調講演

河野太郎 デジタル庁デジタル大臣

「自治体 DX 推進への政府戦略」

「我々が目指すデジタル化は、ぬくもりを生み出すデジタル化だ」。河野太郎デジタル大臣はこのように強調した。

デジタル庁は 2021 年の発足時からのミッションとして、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を掲げ、中央省庁や自治体のデジタルトランスフォーメーション (DX) を進めてきた。デジタル化は人を介したやり取りよりも「冷たい、非人間的と捉えられがちだが、我々が目指すものは違う」と続けた。

例えば行政における不要な手続きをデジタル活用によって減らすことで、業務に余裕ができる。結果として「高齢者や障害者に寄り添うなど、人間が本来すべきことに集中できる

ようになる。こうしたこと（デジタル活用）が、ぬくもりのある社会の実現につながる」。人々に優しいデジタル化という大方針こそが、公共 DX には不可欠であるとの見方を改めて示した。

行政組織における現状のデジタル化について、課題を提示した。

1 つはデータ連携基盤の整備。

「例えば個人の健康情報を取得する優れたスマートデバイスなどは既に存在するのに、そのデータを受け渡すフォーマットや、それらを受け入れる病院側のシステムなどが整っていない」と指摘。データ連携基盤がないことが、健康医療分野のデジタル活用の妨げになっている現実について説明した。

データ連携基盤の整備がなかなか進まないのは、「その費用を誰が負担するのかという問題がある」から。民間企業が 1 社で構築しようとする「投資を回収できない」という。官民などの「共助という形で、皆でやるしかないのは分かり切っている。誰が仕切るかを含めて決めていく必要がある」と続けた。

もう 1 つの課題は、地域に人を呼び込むことだ。「デジタル化の担い手になる多様な人材、特に若手を地域に呼び込むことが必要だ」と村上統括官は指摘した。「自分の力を試してみたいと考えている若手はたくさんいる。彼らに適切な出番と居場所を与えるようにできれば、必要な人材を集められるはず」。

人を集める際には、いきなり地方都市への移住を求めるのではなく、「まず月 1 回来てもらうことからスタートし、それを週 1 回、週 2 回といった具合になだらかに増やし、最終的に移住につながるような形に設計すべきだ」と述べた。

河野大臣は、マイナンバーカードの活用など全国の自治体によるデジタル化の具体例を紹介したうえで、「政府として各地の先進事例を日本中に横展開していく」と意欲を見せた。「業種、分野を超え、ともに力を合わせて、日本のデジタル化を前に進めていきましょう」と呼びかけた。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 6 月 30 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費		
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		
		金 額	2,282 円

支 出 内 容	6 月ガソリン代金 9,130 円 案分 1/4 2,282 円
---------	----------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

領収書貼付票(費目: 調査研究費)



SOLATO

ご来店ありがとうございます

ご利用控え

給油 2023年06月07日(水)10:30
010000

■■■■ 様 10
XXXX XXXX XXXX 0482 6 9875
0-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥9,130
N O 3 57.06L / L @160.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥3,070)

合計 ¥9,130
(内消費税等 ¥830)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4718322 T:18322 8
端末番号 95955000000000
ARCO ATC0247 ■■■■ CREDIT
00 ■■■■
TK674280

岸本(株) マイスター ション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101

2023/06/07 5960 No:5762
SC:09083 -1

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和5年7月5日～9日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	112,950 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	全国地方議会サミット2023 参加旅費 高尾山学園について 視察 ここが変だよ、公共資産経営 参加
---------	---

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第 4 号(第 3 条関係)

支 払 証 明 書

金 額 112,950 円

(内 訳)

支 払 日	5 年 7 月 5 日
支 払 内 容	全国地方議会サミット 2023 参加 高尾山学園 視察 ここが変だよ 公共資産経営参加 旅費
支 払 先	名称 高橋 寿治 住所 津山市高野山西 1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

5 年 7 月 5 日

津山市議会議員

高橋 寿治

旅費計算書

議員氏名	高橋 寿治
出張先(内容)	東京 (全国地方議会サミット2023 参加) (高尾山学園について 視察) 千葉県流山市 (ここが変だよ、公共資産経営 参加)
出張日	令和5年7月5日～7月9日

日程	行程			交通手段					
月 日	乗車地		降車地	鉄 道 費 (JR) 基 本 特 急 等	私 鉄	航空費	バス賃等	モノレール	
7月5日	津山	→	岡山	11,000					
"	岡山	→	品川		7,100				
"	品川	→	高田馬場						
"	高田馬場	→	早稲田		180				
7月7日	早稲田	→	中野		180				
"	中野	→	高尾	580					
7月8日	高尾	→	南柏	1,280					
7月9日	南柏	→	東京	11,330					
"	東京	→	岡山		7,100				
"	岡山	→	津山						
		→							
		→							
	小 計			24,190	14,200	360	0	0	0

合計(単位:円)

38,750 (A)

車 賃 (自家用車)		→		Km				
		→		Km				
		→		Km				
	小 計			0 Km	× 20円 (1Kmあたりの単価)	=	0 円	

合計(単位:円)

0 (B)

交 通 費	(A) + (B) = 38,750 円		
宿 泊 料	14,800 円 ×	4 日 =	59,200 円
日 当	県外	3,000 円 ×	5 日 = 15,000 円
	県内	1,700 円 ×	日 = 0 円
合 計	112,950 円		

上記出張における旅費計上額

112,950 円

(参考様式2)

5年 7月 6日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 5年 7月 5日 ～ 令和 5年 7月 6日
出張先	東京都新宿区戸塚町 1-104 早稲田大学大隈記念講堂
出張内容	全国地方議会サミット 2023 参加
応対者	開催者
概要 所感	別紙

全国地方議会サミット 2023

令和 5 年 7 月 5 日 13:00~18:00、 6 日 10:00~16:00

東京都新宿区戸塚町 1-104

早稲田大学大熊記念講堂



会場参加者約 650 名、オンライン参加者約 200 名と数多くの同志の方々が参加。
移り変わる社会、デジタル・新しい社会にむけて、どのように社会基盤を築いて
いくか、私たちに課せられた課題であるとの認識を持った。



7 月 5 日

▼基調講演

「激変する時代に対応する議会を実装せよ」

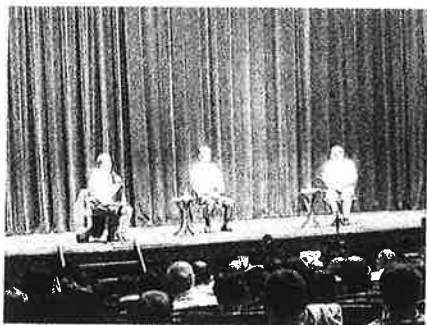
北川正恭 早稲田大学名誉教授、元三重県知事

議会は民意の反映場所でなければならない。

議会基本条例を基本として活動し、地方議会が地域を変えていかなければならない。

地方議会は今までの立ち位置を変えていかなければならない。首長・執行部の監視機能だという考え方に左右されている議会が多いように感じる。

民意の反映機関が議会である。



*マイナンバーカード交付率9割越え

～都城市のデジタル戦略～

宮崎県都城市総合政策部 デジタル統括課 佐藤 泰格

・自治体経営カード交付率の3大要素

1. 人財育成（ヒト）⇒人間力（挨拶・接遇）
2. 組織活性化（モノ）⇒熱・空気（やる気）
3. 政策推進（カネ）⇒コンセプト・戦略・結果

最も大切な経営資源＝人財（ヒト）

・マイナンバーカード普及促進

デジタル社会のインフラになると考え、制度開始時から普及促進（国施策の先取り）

R5.5 マイナンバー交付率96%

普及促進の戦略政策推進の黄金則課題を把握し、その課題に対応する

- ①申請しやすい環境の整備
- ②利活用の促進
- ③効果的な広報

市民及び現場の声を聴き、政策を立案

・デジタル化推進の考え方

1. デジタル化は目的ではなく手段
2. デジタル化は市民目線で
3. 非効率をデジタル化しない

難しい技術を使うのではなく、市民が使いやすい技術を使う無駄な部分をデジタル化することなく、業務改革とセットで考える

* Chat GPT の導入について

～最新のテクノロジーを職員皆で体験する!～

横須賀市経営企画部 デジタル・ガバメント推進室

・職員に周知している Chat GPT のルール

【注意事項】

①インターネットを介して使用するサービスです。機密性の高い情報や 個人情報、守秘義務のある情報は書かないでください。

②回答が正しいとは限りません。あくまで AI による回答ということを 意識してください。最後は人が判断する必要があります。

③情報は最新ではありません。2021 年 10 月以降の情報は学習 していません。

④インターネットの公開情報からしか回答されません。庁内の情報、ルールなどは反映されていません。

* 全国初 県内全 77 市町村との

協働電子図書館 デジ図書信州

* オンラインとデジタルを活かす

議会デジタル化の必要性

ChatGPT などの生成系 AI とどう向き合うか

東北大学大学院情報科学研究科 河村 和徳 (都道府県議会デジタル化専門委員会 座長)

* デジタル・オンライン 活用最前線

AI 活用による議会の視覚化と市民参画

茨城県取手市議会議長 金澤克仁

* 「まちだん」

デジタルで変わる市民と議会 まちだん宮崎市議会 DX 実証実験より

Gcom ホールディングス株式会社 まちだん担当 財前

7 月 6 日

* 一般質問を議会の政策資源にするシクミ

法政大学 土山希美枝

一般質問とは、なにか？

・ たかが一般質問

・ 「一般質問は議員の権利」か？ あるいは義務か？

- ・「一般質問は議員のパフォーマンスだから、一般質問が多少よくなっ ても議会は変わらない」

- ・ 地方自治法には一般質問のことは書いていない
- ・ されど一般質問 ・ ひとは何のために議員になるか、議員はなんのために議員でいるか

政策議会の「資源」としての一般質問

- ・ 一般質問が機能していない3つの要因
- ・ 現在の一般質問の「質」の問題：残念な質問、もったいない質問
 - ・ 歴史的な位置付けの問題：行政の無謬性、追認機構としての議会
- ・ 「いい一般質問」がいかされるルート（しくみ）の欠落
 - ・ 「いい一般質問」がいかされない」は誰得か ・ 議員の質問力は総合的な政策形成力であり、議員の政治家としての 活動と知見の集約。これを議会の政策資源として活かさないか
- ・ 政策は必ず個人の思考からうまれる。議員の争点提起を議会の政策資源 に転換するスキームの不在
 - ・ 議会というヒロバで、議員の〈争点〉提起である一般質問を、議 会（他の議員、委員会）と、市民と政策資源として共有する

*一般質問検討会議から 議会の政策形成へ

別海町議会 議長 西原浩

別海町議会の改革のとりくみ

- ・ 令和 5 年 6 月改選後「第 3 期議会活性化計画」を策定

- ・ 重点計画

「議会機能の充実強化と議会制度の研究」

「議会からの情報発信の向上と議会 ICT 計画の策定」

「議会の委員会編成の見直しと政策提言サイクルの確立」

- ・ 基本方針

「わかりやすい議会」「開かれた議会」「行動する議会」

「結果を出す議会」

- ・ 議会サポーター制度を継続

法政大学教授 土山希美枝氏

議会技術研究会共同代表 西科純氏

別海町議会の改革のとりくみ

- ・ 令和 5 年 6 月改選後「第 3 期議会活性化計画」を策定

- ・ 重点計画

「議会機能の充実強化と議会制度の研究」

「議会からの情報発信の向上と議会 ICT 計画の策定」

「議会の委員会編成の見直しと政策提言サイクルの確立」

・ 基本方針

「わかりやすい議会」「開かれた議会」「行動する議会」

「結果を出す議会」

・ 議会サポーター制度を継続

法政大学教授 土山希美枝氏

議会技術研究会共同代表 西科純氏

一般質問検討会議の導入

・ 令和元年、第二期活動計画の策定時に

・ 議会モニターからの指摘により、「議会サポーター制度」を導入

・ 一般質問の登壇議員数の不足の指摘が続いていたことから、「議会サポーター制度」を導入し、一般質問と委員会調査についての研修を重ね、一般質問を議会全体の政策資源とし、各委員会の調査と広聴制度で調査を補強する通年でPDCA サイクルにより運営する政策議会の形成に

・ 令和元年 8 月の研修をきっかけに、「一般質問検討会議」へ

・ 議員個々の政策反映の狙いを全議員が参加した会議で共有し、質問内容について相互に助言を重ねていくという議員間討議に

* 自治体監査と議選監査委員を活かす

* 今改めて考える議会

選監査委員の意義と使命

一 議選監査委員の活動は自治体監査、そして地域経営に連動する一

大正大学社会共生学部公共政策学科 江藤俊昭

* 議選監査委員の今までとこれから

～監査委員は行政のかかりつけ医～

可児市議会議選監査委員 川上文博



* 監査委員との連携

自治体監査・議選監査の活かし方

神奈川県鎌倉市 谷川宏

(所感)

以上のように数多くの登壇者が、様々な課題に取り組み、自治体、議会の今後に向け解決に向け行動している。

何より、議会はだれのためなのかを明確にし、議員個人ではなく、議会として取り組むことが、自治体、市民のためになることを議会全体で再認識することの必要性を改めて考えた。

津山市議会として、どのように取り組むか、課題は多いと思うが、ひとつひとつできることをやっていくしかないと思う。



(参考様式2)

5年 7月 7日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

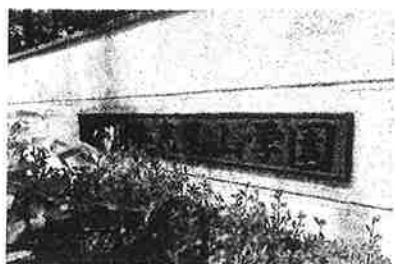
出張期間	令和 5年 7月 6日 ~ 令和 5年 7月 7日
出張先	東京都八王子市館町 1097-30 東京都八王子市立高尾山学園
出張内容	不登校特例校について
応対者	加納 八王子市教育委員会 黒沢 正明校長
概要 所感	別紙

東京都八王子市立高尾山学園

東京都八王子市館町 1097-30

対応者：加納 八王子市教育委員会

黒沢 正明校長



文部科学省による 2021 年度の全国調査では過去最多の 24 万 4940 人となった。それを踏まえ「次期教育振興基本計画（23～27 年度）」の審議経過報告案には、全国に 300 校の設置を目指すことが明記された。

津山市においても、不登校生徒のため、専用教室と特別支援員を配置され、効果を上げていますが、選択肢の一つとして不登校特例校設置に向けた検討が始まるという。

不登校特例校とはどういうものなのか知るため、不登校特例校として約 20 年の実績がある八王子市立高尾山学園の視察を行った。

高尾山学園は視察者が大変多く、個別の視察受け入れはなく、合同視察会を開催されている。この日も都内各教育委員会を中心に 9 団体の参加があった。

高尾山学園は、全国に 21 校ある不登校特例校の一つで、分教室型が多い中、学校型の小中一貫校である。

2004 年当時、八王子市内で 1,832 名の不登校児童生徒がおり、危機感を抱いた市長からのトップダウンで、構造改革特区を活用し設立された。当時は総務省の管轄で 2 年間の研究成果を発表。2005 年に学校教育法施行規則の一部が改正され、特区の枠組みを抜けて文科省の指定校となった。

現在の黒沢校長は企業を経て 2013 年から務める。

教育課程は自由に組め、時数の軽減し総合学習の時間を多くとっている。現在は 760 時間程度の教育課程としている。9:30 の朝読書が始まり、9:55 から 1 校時目が始まる。

令和 5 年 4 月 1 日現在 67 名が在籍。

当日はまず、3 グループに分かれ、校内巡回を行いながら説明を受けた。

小学生は全員が熱心に授業を受けている様子がうかがえた。中学生は授業を受ける生徒、プレイルームで児童厚生員見守りの中、リフレッシュする生徒と多様な校内生活が送られていた。臨床心理士が常駐する相談室があるが、当日生徒の姿はなかった。

教育支援課が併設されており、八王子市に在籍する SSW15 名が常駐、ここを拠点に活動をしている。

黒沢校長になってから、年 4 回の転入許可が毎月転入が認められ、不登校児童生徒それぞれのタイミングで転入できるようになっている。



Q：児童精神科医の配置は

A：校医として契約、市内他校でも共有している。

Q：図書室はどうなっているか

A：司書が来た時だけ開館

Q：学校内環境は

A：開校当初は何でもありだったが、私服から推奨服へ。スマホは校内禁止。

社会生活に必要なものを学び、出口を見つめた生活指導を行う。

教員の仕事として、勉強をどう楽しませるかがある。

Q：中学生、小学生の卒業後は

A：中学生は通信制、公立、私立高校へ進学。進学率は 95%。小学生は高尾山学園中等部へ進学。

Q：クラブ活動は

A：部活動はない。部活で失敗した子どもがいるため。

強制をしない放課後活動はある。

Q：朝礼は

A：軍隊式のものはしていない

Q：プレイルームに小学生の姿がなかったが何故

A：授業が分かりやすいため、授業に集中している

Q：家庭に向けた教育は

A：働きかけのできない家庭の子どもが多い。

保護者どおしの場合として、放課後カフェを月 1 回開催。好評である。

Q：給食は

A：申告選択制で前払い。デリバリー給食。

Q：総合の時間の内容は

A：基本的には教師が担当。陶芸だけ地域の協力。

スポーツ講座、クラフト、クッキング講座など教育効果のあるものを選んでいる。

Q：教員の移動は

A：公立なので、特別な措置はなく、ローテーションで転勤。慣れない教師もいるが、3年間で移動。校内で研修は行っている。

Q：地域の学校で不登校対策はできないか

A：高尾山学園と同等の職員、ボランティアの配置ができれば不登校は減ると考える。

(所 感)

小中一貫校の高尾山学園は不登校児童生徒それぞれの子どもに寄り添い、求めるものの違い、個性を尊重し、通常学校で発揮できなかった能力を引き出す教育がなされている。

強制はせず、学校を居場所とできるよう、プレイルーム、相談室、保健室の出入りは自由で、授業を受けねばならないとし、学びと遊びなどを強要しない、子どもに任せている様子がうかがえた。

学生サポーター（八王子市は大学が多い）を含め、100人の大人が子供に寄り添う体制があり手厚いサポート体制がとられている。今後設立されるであろう不登校特例校が、高尾山学園と同等の状況になることは非常に困難が考えられるが、見習うべきところはどんどん取り入れ、子どもたちの居場所、学びの場所になることを望む。

オンラインも重要だが、体験や対面の重要性を黒沢校長が語るように、対面の重要性を認識し、不登校児童生徒が学校へ来られるように、津山市も不登校特例校設置に向け前向きに取り組んで欲しいと考える。

(参考様式2)

4年 5月 13日

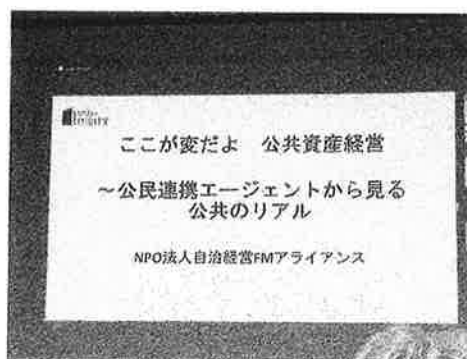
出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 5年 7月 8日 ～ 令和 5年 7月 9日
出張先	千葉県流山市おおたかの森北1丁目2-1 スターツおおたかの森ホール
出張内容	「ここが変だよ公共資産経営」 ～公民連携エージェントから見る公共のリアル～
応対者	川口義洋 津山市総務部財産活用課 課長 三宅香織 元倉敷市教育委員会学校教育部 岡崎正信 一般社団法人公民連携機構理事、オガール紫波(株)
概 要 所 感	別 紙

ここが変だよ公共資産経営
～公民連携エージェントから見る公共のリアル～

令和5年7月8日 15:00～17:15
千葉県流山市おおたかの森北1丁目2-1
スターツおおたかの森ホール



① セミナー

「公共施設のリアル」

「公共施設の闇と光～まちの負債から経営資産へ～」

津山市総務課財産活用課 課長 川口 義洋

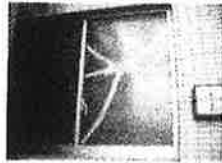
一般的に建築物を良好に維持するためには、年間に建設費の2%くらいの保全(修繕)費用を充てることが理想的だと言われている。

公共施設の保全費用は0.数パーセントではないだろうか。

事故が起こらないためにはとにかく日々の点検は非常に重要な事項。

ガムテープで無断的な修繕がなされる。最近よく100円ショップでも買えます。で手に入り、何処にでもあり毎処にでも貼られるガムテープ。皆さんも色々な場所で使用しているのを見かけます。平成27年度に、財政課（当課）で実施した課税の用紙調査において、ガムテープが多くの用紙で使われていました。それが何でかんでもガムテープで貼りなんでしょう。断言します。ガムテープの正しい使用法は保護ボールの梱包くらいなものです。建物の修繕にはうってつけではありません。

では、ガムテープがどうして貼られているのでしょうか。理由はいろいろありますが、①美しくない、②それほど強度があるわけでもない、③金がかかる・被覆材が剥がれない、④剥がれにくい、⑤根本的な修繕にならない、といった理由からです。早くて安い修繕ですが、ガムテープはそもそも修繕の材料ではありません。正しいガムテープの使用方法を知るのほめて、正しい修繕を心がけましょう。下のガムテープの使用の誤りを見て、皆さんどう思い直すか今から以下の写真を全て津山市の公共施設で使用されている一部です。何が間違っていると思いませんか？



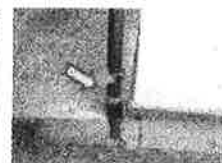
窓ガラスの結露に



戸の扉の取付に



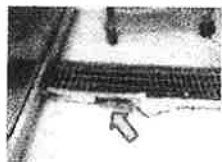
壁の穴の穴に



扉の取付に



窓ガラスの結露に



床のフローリングの剥離に



壁の穴の穴に



扉の取付に

公共 FM の一般的な出口戦略は、公共施設の保有量を減らし、健全な行政運営を目指すことだが、公共施設に関しては、減らしたくてもそうそう減らせないというのが現実。

津山市は公共施設の保全については、かなり戦略的に行なっているといっても良いと思う。

津山市では、公共施設長寿命化等推進基金を、平成 28 年 3 月に創設し、平成 28 年度から運用を開始している。公共施設保全のためにその予算を、FM という特定目的の基金で運用している。

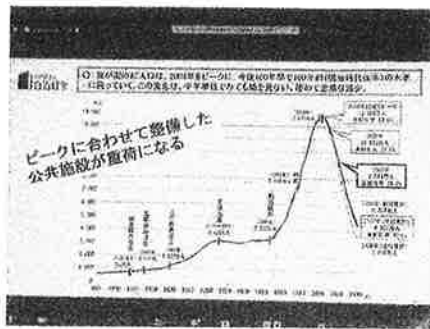
FM 基金の原資には、遊休不動産の売り払い収入や決算剰余金などを充てているが、一般財源とは財布を切り離したお金をプールすることで、ある程度規模の大きいことにも対応できること、通常の予算編成への影響を最小限に留められるという効果もある。

公共施設で稼ぐこと（公民連携）が必要。津山市の FM 戦略とは、実に単純で、①減らす（施設の保有量や日常のコスト）、②直す（保全をしっかりやること）、③稼ぐ（公民連携で収益を増やすこと）をサイクルで回していくことだと思う。

* 基調講演

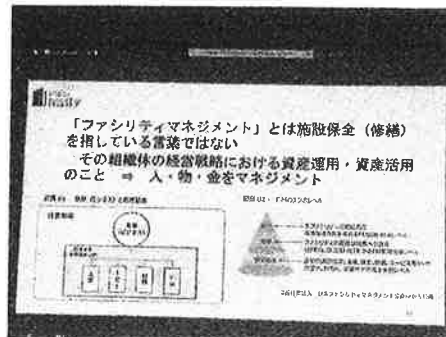
岡崎正信

一般社団法人公民連携機構理事、オガール紫波（株）取締役事業部長



公共施設等総合管理計画とは？

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。（平成26年総務省）

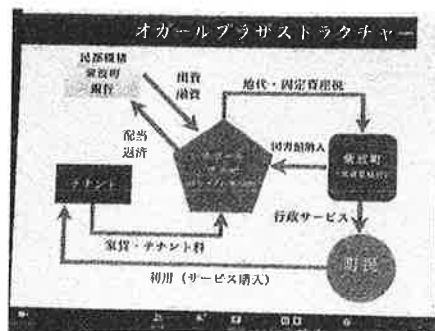


公共資産経営を不動産開発としてとらえる。

- ・市場版の土地持ちがアホだったらアホな街にしかない。
- ・一番の土地持ちが、やる気のある無能だったら悲劇しか起きない。
- ・公共施設を不動産開発と捉え、エリア不動産の価値を上げること。
- ・公共施設は悪くない。悲劇は常に「人」が原因。
- ・「敷地に価値なし、エリアに価値あり」は世界の潮流

「みらいの市民（CITIZEN）への約束が不可欠

- ・子どもを授かることができても、健全に育ててもらえない子どもはグレル。
- ・「まちづくり」も同じ。作られたあらゆる施設を健全に育ててあげないと、まちや施設はグレル。そして周辺施設も巻き込んでグレて行く。
- ・グレた施設が乱立するエリアに不動産としての魅力は存在しない。
- ・優れたまちや施設の周辺エリアの不動産は人気が出、価格が上昇する。
- ・「次世代に渡したいまちを皆で考えよう。」



- ・行政にできること、期待すること
「稼ぐまちづくりの本質」

海外の美しい街並みを有している地域に共通していることは、平面駐車場がない。駐車場を地下や路側帯駐車にし、行政が自ら稼ぎ、その利益をエリアに投資している。行政でしかできないこと、「不動産の価値を上げる制度」「価値を下げる制度」の見極め。

海外のワイン生産地は、畑という不動産に未来の価値を担保しているが、日本は作り手に格付け（人間国宝等）をし、価値を激減させている。

（所感）

公共物を資産と考え、新しい構造物を作る際も、将来を見通し、地域とともにその価値が上がるようにエリア全体で考える必要性を感じた。

また、津山市でも行われている、FMを通じ公共資産を再生し、活性型行革を進め、不要となった公共資産ではなく価値を見出し、稼ぐ行政を進めることで、利用者や地域を巻き込み新たな賑わい創造につながることを期待する。

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 7 月 31 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	2,455 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	7月ガソリン代金 9,820 円 案分 1/4 2,455 円
---------	---------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

領収書貼付票(費目: 調査研究費)



ご利用控え

2023年07月03日(月)17:32
給油 010000

カード 様 IC
XXXX-XXXX XXXX-0485 6 9875
〆提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥3,260
N O 3 20.00L/リ @163.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,076)

合 計 ¥3,260
(内消費税等 ¥296)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4724397 T:24397 8
端末番号 95955000000000
ARCOO ATC0250 CREDIT
〆〆
TK674280

岸本(株)マイスター ション津山南
津山市川崎182
T E L 086-821-8101

2023/07/03 2873 No:1440
SC:09083 -1



ご利用控え

2023年07月24日(月)08:50
給油 010000

カード 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-0482 6 9875
〆提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥3,300
N O 3 20.00L/リ @165.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,076)

合 計 ¥3,300
(内消費税等 ¥300)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4729444 T:29444 8
端末番号 95955000000000
ARCOO ATC0253 CREDIT
〆〆
TK674280

岸本(株)マイスター ション津山南
津山市川崎182
T E L 086-821-8101

2023/07/24 5089 No:4379
SC:09083 -1



ご利用控え

2023年07月30日(日)15:52
給油 010000

カード 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-0482 6 9875
〆提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥3,260
N O 9 20.00L/リ @163.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,076)

合 計 ¥3,260
(内消費税等 ¥296)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4731171 T:31171 8
端末番号 95955000000000
ARCOO ATC0254 CREDIT
〆〆
TK674280

岸本(株)マイスター ション津山南
津山市川崎182
T E L 086-821-8101

2023/07/30 2791 No:8892
SC:09083 -1

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 8 月 31 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費		
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費	金 額	2,712 円
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	8月ガソリン代金 10,851 円 案分 1/4 2,712 円
---------	----------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

領収書貼付票(費目: 調査研究費)



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

給油 2023年08月24日(木)10:38
010000

■カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-0482 6 9875
0-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥6,116
N O 3 34.75L/リ @176.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,870)

合 計 ¥6,116
(内消費税等 ¥556)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4738073 T:38073 8
端末番号 95955000000000
ARCOO ATC0257 ■CREDIT
00 ■
TK674280

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101

2023/08/24 3197 No:6518
SC:09083 -1



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

給油 2023年08月09日(水)06:50
010000

■カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-0482 6 9875
0-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥4,735
N O 9 27.53L/リ @172.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,481)

合 計 ¥4,735
(内消費税等 ¥430)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4733712 T:33712 8
端末番号 95955000000000
ARCOO ATC0255 ■CREDIT
00 ■
TK674280

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101

2023/08/09 4099 No:5501
SC:09083 -1

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 9 月 30 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	4,015 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	9 月ガソリン代金 16,060 円 案分 1/4 4,015 円
---------	-----------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

ENEOS

納品書(領収書)

ETC/ETCにも消費税が課税されて
います。

2023年09月08日 18:27

売上

■ カト 様

- カ XXXXXXXXXX0482

提携カード

車種番号 実車番

0525-00

レギュラー P08

数量 14.10L *

単価 183円 ￥2,608

(内消費税) 53.80円 ￥759

合計 ￥2,608

(消費税10%対象) ￥2,608

消費税等 ￥237

クレジット支払

CREDIT

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 4717759

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

KYGNUS

納品書(領収書)

三愛リテールサービス株式会社
オブリプラザ・ムー 津山店給油所
岡山県津山市林田73
TEL:0868-32-1501

2023/09/09(土) 15:28 2023/09/09

現金フリー 様

2-320338-90004-70005-0000

売上 現金フリー (自SS)

3373 020100 L-1 N-2

キグナスガソリン ¥3477

数量 19,211.3

単価 9181

(値引内訳)

値引き券適用 (000086) @2円/リ

合計 ￥3,477

(内消費税等) ¥316

※上記にて領収書とさせていただきます

No.0949 担当: 01

釣銭/残高No.0938

ENEOS

納品書(領収書)

2023年09月12日 11:07

売上

トイ カイ 様

トイ XXXXXXXXXX0482

提携カード

車両番号 実車番

0110-00

レギュラーガソリン P-04

10.00L

183円 ￥1,830

(OK-ポイント値引) 3円 -¥30

値引後単価 180円 ￥1,800

(内ガソリン税) 53.80円 ¥538

合計 ￥1,800

(消費税10%対象) ￥1,800

内消費税等 ￥164

クレジット支払

CREDIT

有効期限: XX/XX NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 4710635

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

IC

ご利用控え



ご来店ありがとうございます

2023年09月25日(月)14:57

給油 010000

IC 9875

XXXX-XXXX-XXXX-0482 6

0-提携クレジット

*SOLATOガソリン

N 1.5 37.44L/リ

(内ガソリン税) 53.80

合計 ￥6,365

(内消費税等) ￥579

(10%対象金額) ￥6,365

(内消費税等) ￥579

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4746914 T:46914 8

端末番号 959550000000

ARCOO ATC025E CREDIT

00

TK674280

岸本(株)マイステーション津山南

津山市川崎182

TEL 086-821-8101

※ 領収書は
※ 感熱紙の



お客様控え
apollo station
(クレジット領収書)

スーパーセルフ林田SS 335894

TEL 0868-31-0180

(有)ヒライ石油

岡山県津山市林田154-5

TEL 0868-31-0180

登録番号 T6260002029238

売上 2023年 9月18日

11:38

TOSHIMARU TAKAHASHI 様

クレジット 05-429770XXXXXX0482

出光ゼアス P-1(内)

10.00L 1810円

01200.00 538円

(内、ガソリン税) 53.80

合計 1,810円

(内、消費税等(10.00%)) 165円

(内、P支払可能金額) 1,810円

ガソリン税に消費税は加算されます

ること。

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 10 月 12 日～13 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	57,660 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	第 13 回農業 week 参加
---------	------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

様式第 4 号(第 3 条関係)

支 払 証 明 書

金 額 57,660 円

(内 訳)

支 払 日	5 年 10 月 12 日
支 払 内 容	第 13 回農業 WEEK 参加
支 払 先	名称 高橋 寿治 住所 津山市高野山西 1559
領 収 書 等 を 徴 する ことができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準 じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

5 年 10 月 12 日

津山市議会議員

高橋 寿治

旅費計算書

議員氏名	高橋 寿治
出張先(内容)	幕張メッセ（第13回 農業WEEK 参加）
出張日	令和5年10月12日～10月13日

日程 月 日	行程			交通手段					
	乗車地		降車地	鉄 道 費(JR) 基 本	特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール
10月11日	津山	→	岡山	11,330	7,100				
"	岡山	→	東京						
"	東京	→	海浜幕張						
10月12日	海浜幕張	→	東京	11,330	7,100				
"	東京	→	岡山						
"	岡山	→	津山						
		→							
		→							
		→							
		→							
小 計				22,660	14,200	0	0	0	0

合計(単位:円)

36,860

(A)

車 賃 (自家用車)	→		Km				
	→		Km				
	→		Km				
	→		Km				
	→		Km				
	→		Km				
小 計			0 Km	× 20円 (1Kmあたりの単価)	=	0 円	

合計(単位:円)

0

(B)

交 通 費		(A) + (B) = 36,860 円 /		
宿 泊 料		14,800 円 ×	1 日 =	14,800 円 /
日 当	県外	3,000 円 ×	2 日 =	6,000 円
	県内	1,700 円 ×	日 =	0 円
合 計		57,660 円		

上記出張における旅費計上額

57,660 円

(参考様式2)

5年 10月 13日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 5年 10月 12日 ~ 令和 5年 10月 13日
出張先	千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目1 幕張メッセ 4～8ホール
出張内容	第13回農業week2023
応対者	出展者
概要 所感	別紙

第13回農業WEEK2023
AGRI WEEK TOKYO

平成5年10月12日、13日
千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目1
幕張メッセ 4～8ホール

農業・畜産の総合展



「農業脱炭素・SDGsEXPO」。本展には、CO2 削減製品や有機肥料など、持続可能な農業を実現するための製品を取り扱う企業が50社以上出展する。農林水産省が「みどりの食料システム戦略」にて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す今、これらの製品は需要が高まっている。農業の未来を担う最新の製品が一堂に集まる。

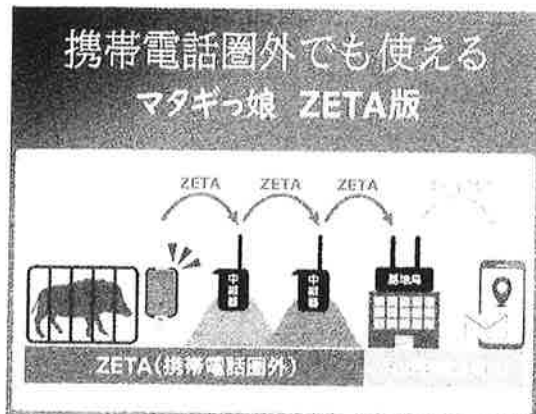
農業資材、スマート農業製品、畜産資材、6次産業化製品が出展し、農業法人、畜産農家、農協、参入検討企業などが日本中から来場。最新の農業機械やスマート農業製品、肥料や土壌改良材、6次産業化製品・サービス、畜産資材などが出展。

今年は新たに、「農業脱炭素・SDGsEXPO」。CO2 削減製品や有機肥料など、持続可能な農業を実現するための製品を取り扱う企業出展。農林水産省が「みどりの食料システム戦略」で、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す今、需要が高まっている。農業の未来を担う最新の製品が展示されていた。



コロナ後の開催とあって、海外からの来場者と海外企業のブースが目をつけた。
中でもヨーロッパからの出展が多くあり、農業分野に特化した地域性を感じた。

本市でも問題となっている、獣害対策として、わなに害獣がかかるとメールで通知してくれるマクセルフロンティア（株）の『害獣捕獲監視システム マタギっ娘』は気になった。



害獣がわなに掛かると罠検知ボックスに接続された磁石が外れ、メールで捕獲と位置情報を通知されるシステム。罠の見回りに時間を取られることを軽減される。スマホアプリでも監視できるため、他の作業中でも連絡を受けることができる。しかし、コストに見合うだけのものがあるかどうかは実際使用してみなければわからない。

津山市内の企業でも開発され、作業軽減につながるラジコン草刈り機や肥料農薬を散布するドローンの展示も目をつけた。





独自開発の AI が、栽培指導をしてくれ、AI カメラが作物の様子を撮影し「葉が黄色くなってきた」と検知すれば窒素不足と判断し「給液濃度を濃くしてください」といった生育診断アドバイスを届けてくれるといった仕組みの展示や、土壌改良用のホタテの焼成パウダーとミネラル豊富な水だけで作られた天然由来の水酸化ナトリウム水溶液、木質バイオマス温風発生装置「エコボイラー」など、次世代に向けた機器やカーボンニュートラルを意識したてんじが目を引いた。

重要な一次産業を持続可能で、収支が見込める産業とするためにも効率化、省力化に合わせ環境にも考慮した資材、機材の導入で、未来へ向けての可能性を感じた展示会だった。



様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 11 月 30 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	2,298 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	11 月ガソリン代金 9,192 円 案分 1/4 2,298 円
---------	-----------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

領収書貼付票(費目： 調査研究費)



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

給油 2023年11月08日(水)11:10
010000

■カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-6815 6 9875
O-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥3,280
N O 3 20.00L/リ @164.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,076)

合 計 ¥3,280
(内消費税等 ¥298)
(10%対象金額 ¥3,280)
(内消費税等 ¥298)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4757934 T:57934 8
端末番号 9595500000000
ARCOO ATC00A4 ■CREDIT
00 ■
TK971754

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101
事業者番号 T3260001021529



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

給油 2023年11月10日(金)15:25
010000

■カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875
O-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥1,640
N 1 5 10.00L/リ @164.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥538)

合 計 ¥1,640
(内消費税等 ¥149)
(10%対象金額 ¥1,640)
(内消費税等 ¥149)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4758463 T:58463 8
端末番号 9595500000000
ARCOO ATC0003 ■CREDIT
00 ■
TK670160

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101
事業者番号 T3260001021529



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

給油 2023年11月18日(土)06:45
010000

■カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875
O-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥4,272
N O 3 26.05L/リ @164.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,401)

合 計 ¥4,272
(内消費税等 ¥388)
(10%対象金額 ¥4,272)
(内消費税等 ¥388)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4760693 T:60693 8
端末番号 9595500000000
ARCOO ATC0006 ■CREDIT
00 ■
TK670160

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101
事業者番号 T3260001021529

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 12 月 31 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費		
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費	金 額	3,546 円
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	12 月ガソリン代金 14,184 円 案分 1/4 3,546 円
---------	------------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

2023年12月03日(日)17:41

給油 010000

カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875
O-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥5,368
N O 9 32.73L/リットル @164.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,761)

合計 ¥5,368
(内消費税等 ¥488)
(10%対象金額 ¥5,368)
(内消費税等 ¥488)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4765674 T:65674 8
端末番号 9595500000000
ARCOO ATC0007 CREDIT
OO TK670160

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101
事業者番号 T3260001021529

2023/12/03 4764 No:7073
SC:09083 -1



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

2023年12月19日(火)09:43

給油 010000

カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875
O-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥5,380
N I 5 32.41L/リットル @166.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,744)

合計 ¥5,380
(内消費税等 ¥489)
(10%対象金額 ¥5,380)
(内消費税等 ¥489)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4770159 T:70159 8
端末番号 9595500000000
ARCOO ATC0009 CREDIT
OO TK670160

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101
事業者番号 T3260001021529

2023/12/19 5118 No:9036
SC:09083 -1



ご来店ありがとうございます

ご利用控え

2023年12月29日(金)15:35

給油 010000

カト 様 IC
XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875
O-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥3,436
N O 3 20.70L/リットル @166.00
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,114)

合計 ¥3,436
(内消費税等 ¥312)
(10%対象金額 ¥3,436)
(内消費税等 ¥312)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4773625 T:73625 8
端末番号 9595500000000
ARCOO ATC0008 CREDIT
OO TK670160

岸本(株)マイステーション津山南
津山市川崎182
TEL 086-821-8101
事業者番号 T3260001021529

2023/12/29 0879 No:8277
SC:09083 -1

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 1 月 31 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	1,616 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	1 月ガソリン代金 6,465 円 / 案分 1/4 1,616 円
---------	------------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

領収書貼付票(費目: 調査研究費)

ENEOS

納品書(領収書)

2024年01月15日 10:33

売上

カード 様

ト-ク XXXXXXXXXXXX8140

提携カード

車両番号 実車番

0110-00

レギュラーガソリン P-01

5.98L

173円

¥1,035

(内ガソリン税53.80円

¥322)

合計 ¥1,035

(消費税10%対象

¥1,035

内消費税等

¥94)

クレジット支払

CREDIT

有効期限: XX/XX NC IC

支払方法: 一括払い

承認番号: 4703203

現金で支払う場合は領収書に記入する必要があります。

消費税額表示がない場合は消費税を請求できません。

ご請求ください。

消費税は一律10%の税率が適用されます。

東真産業株式会社

セルフ高野山西給油所

岡山県 津山市高野山西4 8 2 - 1

TEL: 0868-26-3680

SS-303140

登録番号: T7260001022688

シートNo 2217-01 データNo 5877-5880

外通番17-44801

005セルフ高野

2024/01/15



SOLATO

ご来店ありがとうございます

ご利用控え

2024年01月18日(木) 07:53

給油

010000

カード 様 IC

XXXX-XXXX-XXXX-8140 6

9875

O-提携クレジット

*SOLATOガソリン

¥5,430

N O 9

32.71L/リ

@166.00

(内ガソリン税 @53.80

¥1,760)

合計

¥5,430

(内消費税等

¥494)

(10%対象金額

¥5,430)

(内消費税等

¥494)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No: 4779335 T: 79335 8

端末番号 95955000000000

ARCOO ATC000F CREDIT

00

TK670160

岸本(株) マイステーション津山南

津山市川崎182

T E L 086-821-8101

事業者番号 T3260001021529

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和6年2月2日～4日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	82,320 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	京都
	(議長・委員長・議会運営委員のための議会運営マスター講座 受講)
	東京(国営昭和記念公園(立川市)視察)
	(府中の森公園(府中市)視察)
	(新宿中央公園(新宿区)視察)
	(練馬城址公園(練馬区)視察)
	(とよしまキッズパーク(豊島区)視察)
	(大井坂下公園(品川区)視察)

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

別紙

様式第 4 号(第 3 条関係)

支 払 証 明 書

金 額 82,320 円

(内 訳)

支 払 日	6 年 2 月 2 日
支 払 内 容	セミナー受講、インクルーシブ公園視察旅費
支 払 先	名称 高橋 寿治 住所 津山市高野山西 1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

6 年 2 月 2 日

津山市議会議員

高橋 寿治



旅費計算書

議員氏名	高橋 寿治
出張先(内容)	京都 (議長・委員長・議会運営委員のための議会運営マスター講座 受講) 東京(国営昭和記念公園(立川市)視察) (府中の森公園(府中市)視察) (新宿中央公園(新宿区)視察) (練馬城址公園(練馬区)視察) (とよしまキッズパーク(豊島区)視察) (大井坂下公園(品川区)視察)
出張日	令和6年2月2日～2月4日

日程 月 日	行程			交通手段					
	乗車地		降車地	鉄 道 費(JR) 基 本 特急等	私鉄	航空費	バス賃等	モノレール	
2月2日	津山	→	岡山	5,170					
"	岡山	→	京都		4,360				
"	京都	→	新横浜	8,580	5,470				
"	新横浜	→	西立川						
2月3日	西立川	→	分倍河原	180					
"	分倍河原	→	東府中		140				
"	東府中	→	新宿		320				
"	新宿	→	都庁前		180				
"	都庁前	→	豊島園		280				
"	豊島園	→	小竹向原		320				
"	小竹向原	→	東池袋		180				
2月4日	東池袋		有楽町		210				
"	有楽町		大森	230					
"	大森	→	新横浜	11,000					
"	新横浜	→	岡山		7,100				
"	岡山	→	津山						
	小 計			25,160	16,930	1,630	0	0	0

43,720

(A)

車 賃 (自家用車)	→		Km				
	→		Km				
	→		Km				
	小 計			0 Km	× 20円 (1Kmあたりの単価)	=	0円

合計(単位:円)

0

(B)

交 通 費	(A) + (B) = 43,720 円 /		
宿 泊 料	14,800 円 ×	2 日 =	29,600 円 /
日 当	県外	3,000 円 ×	3 日 = 9,000 円 /
	県内	1,700 円 ×	日 = 0 円
合 計	82,320 円		

上記出張における旅費計上額

82,320 円

(参考様式2)

6年 2月 4日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 6年 2月 2日 ~ 令和 6年 2月 4日
出張先	京都府京都市南区東九条西山王町1 京都 JA ビル 107 会議室 東京（国営昭和記念公園（立川市）視察） （府中の森公園（府中市）視察） （新宿中央公園（新宿区）視察） （練馬城址公園（練馬区）視察） （とよしまキッズパーク（豊島区）視察） （大井坂下公園（品川区）視察）
出張内容	（株）廣瀬行政研究所 議長・委員長のための議会運営セミナー受講 インクルーシブ公園視察
応 対 者	（株）廣瀬行政研究所 廣瀬和彦 公園来場者
概 要 所 感	別 紙

議長・委員長のための議会運営

令和5年2月2日 10:00～13:00

(株) 廣瀬行政研究所

廣瀬和彦

京都府京都市南区東九条西山王町1

京都 JA ビル 107 会議室

1. 議長・委員長の権限

(1) 概略

・議長の権限 — 秩序維持権、議事整理権、事務統理権、議会代表権

【地方自治法 104 条】地方公共団体の議長は、議場の秩序を保持し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

・委員長の権限 — 議事整理権、秩序保持権

【市委員会条例 11 条】

委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(2) 秩序保持権 — 議場を混乱に陥れることなく、議事を円滑に運営するための権限。根拠規定として地方自治法 129 条、130 条、131 条、137 条に規定

① 議員に対するも — 制止、発言取り消し、発言禁止、議場外への退場、会議の閉議・中止、欠席議員に対する懲罰動議提出権

【地方自治法 129 条】

普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し（制止権）、又は発言を取り消させ（発言取り消し権（議会に諮る必要））、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し（発言禁止令（すべての発言または、ある議題においてのみであり、会議当日のみ））、又は議場の外に退去させることができる（退去命令権（事務局対応のみで、警察発動要請はできない））。

② 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる（会議閉議権）（議長が閉議した際の議員の抗議は受け付けない）。

【地方自治法 137 条】

普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を発しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる（懲罰になるかどうか

は程度において)。

出席要請に対する懲罰は本会議のみ。

* 秩序維持権と懲罰との違い

	対象範囲	議決の 要否	行使の主体	秩序維持の 程度	取り消しの 是非
秩序 維持権	議員だけでなく 執行機関、議会 事務局職員、傍 聴人、公述人、 承認など幅広い 範囲を対象	議長のみ の判断で 議決は不 必要	議長の専決	軽度の秩序 維持	取消可能
懲罰	議員のみが対象	議決が必 要	原則として 議員による 懲罰動議の 提出	重度の秩序 維持	取消不可

* 発言の制止と禁止の関係

・議長が発言の禁止を命ずる場合、議長はその前段として、注意、制止命令を出す必要あり。 — これに従わないときに禁止命令の措置

(3) 議事整理権

・議案の受理、委員会付託、議事日程の策定、議題の宣告、発言の許可等
会議の議事を円滑に行うための一切の権限 — 会議規則に規定

(4) 事務統理権

・会議録の作成、議決後の予算・条例の送付、閉会中の副議長・議員の辞職許可
議会の庶務を統理する権限 — 議会の庶務とは地方自治法138条における議会の事務をいう

(5) 議会代表権

・意見書の提出、100条調査における証人の出頭、公聴会の開催、静画の受理、執行機関の出席要求、長の退職申し出等
合議体の議会を代表する権限

2. 通告書と通告外、議題外の発言

(1) 質問通告とは

- ・質問通告 — 議長が定める一定の期間内に、質問を希望する議員が議長に対し、質問内容の要旨を伝えること。

標準市議会会議規則 62 条 2 項・町村議会会議規則 61 条 2 項

- 質問者は、議長の定めた期間内に、議長のその要旨を文書で通告しなければならない。

(2) 文書通告の必要性

- ① 質問の内容が市の事務の範囲外のものである場合や質問の内容が個人のプライバシーや議会の品位を傷つけぬようなものである場合等に議長が当該質問を許可しないよう運用を取るため
- ② 質問の人数や内容を把握し、重複質問や質問順序・質問人数の調整をするため
- ③ 執行機関があらかじめ議長から臈門の通告書を受け取ることで、十分な答弁準備が行えるようにする

(3) 質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い

- ・当該団体の事務に直接関係のない質問の通告が行われた場合

- 議長は当該団体の事務以外の通告部分は有効な通告とみなすことができない
- 議長は当該部分の通告書からの取り下げを通告議員に勧告する必要あり
- 勧告に通告議員が従わない場合、通告書全てが無効ではないので、議長は当該部の質問を許可しない旨を通告することとなる

- ・以上の取り扱いをしたうえで、通告外発言をした場合議長は

- ① 発言許可をしていない旨を注意
- ② 続けた場合、発言禁止を命令
- ③ それ以上の場合、退場命令

* 通告記載例

・質問事項

- ・要旨 — ある程度質問の内容がわかる程度（施策、事業等を示す）質問の内容がわかるように記載

「市政全般について」「政治姿勢について」などは容姿に該当しない

(4) 議題外の発言

- ・質疑は議長の議題宣告により、議題となった案件に対する疑義しか述べることができない
 - 条例案を議題として質疑を行っている際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算を議題としてないのに行うことはできない
 - 議長が議題外の発言として適宜注意しないとそれが先例となり、議題外の発言をしても注意することができなくなる

3. 不穏当・不規則発言

(1) 意義

- ・不穏当発言 良識を有する者が発言しない言葉
- ・不規則発言 議長の許可に基づかない発言

(2) 不穏当発言の判断は自治体によりさまざま

- ・(例) 浦添市議会における市長の弟が指定管理者になることの是非について道義的にどうなのかという質問は一般的に不穏当と認定することは難しい

(3) 不規則発言

- ・黙認される不規則発言 ー 議会の審議を活性化する相槌や掛け声等による野次は、場合によってその効用からある程度黙認
- ・問題となる不規則発言 ー 明らかに品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗、中傷等の野次は許されない

(4) 不穏当発言の該当基準

- ① 無礼な発言
- ② 他人の私生活にわたる発言
- ③ 発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言
ウィキペディア、ネットニュース等、だれが書いたものか、責任の所在がはっきりしないもの
- ④ 基本的人権を侵害する発言 (LGBT 等)

- ・視察中の不穏当発言も懲罰対象

(5) 発言取り消し方法

- ① 発言者自身による発言の取り消し
- ② 法 129 条 1 項に基づく議長の秩序維持権による取り消し命令または取消保留の宣告 (前段として発言取り消しを申し出るかどうかの勧告が適当)
→ 本会議で議長が直ちに取り消し命令を出すことは異例
→ 議員の指摘により議長が議会運営委員会に当該発言が不穏当発言かどうか諮問して答申に従い措置
- ③ 他の議員による発言取り消しを要求する動議
可決 → 出席議員の過半数以上が不穏当発言と認識し、取り消すことを求めている
→ 議長は何らかの対応をしなければ、責任を問われる可能性あり

(6) 発言取り消し留保宣言の活用

- 不穏当発言かどうか直ちに判断できないものは、後刻速記を議運で確認、必要であれば取り消し宣言。
- 会期中に保留宣告すれば閉会中に発言取り消し命令可能

・発言取り消し動議は取り上げてはならない。発言取り消し要求動議は可

(7) 議長・委員長の不穏当発言に対する対応手法（命令権あり）

- ① 議事運営における対応 → 発言取り消しで対応
- ② 会議録における対応 → 配布用会議録記載不必要
- ③ 秩序違反としての対応 → 侮辱に対する処分要求または懲罰による対応

【地方自治法 129 条】【市議会会議規則 65 条】

(8) 発言取り消し命令が行える期間

- ・議会運営実務提要 → 議長の命令は当該会議中、会期中に可能
- ・違法公共団体の議会運営 → 議長は配布用会議録に搭載後、不穏当言辞認定時、当該発言者へ注意、会期中に取り消し、訂正可
- ・H30.4.26 最高裁判決 → 議長の発言取り消し命令の適否は、司法審査の対象外

(9) 議長による発言取り消し命令の効力

法 129 条 不穏当発言を取り消すもので、発言が取り消されるものではない
→ 発言者から発言取り消し申し出後、議会で許可後効力発効 会議規則 87 条

(10) 閉会中における発言取り消し

- ・発言取り消し申し出期間 → 閉会中の継続審査中のお委員会での不穏当発言の場合当該発言当日の取り消し申し出が必要
- ・懲罰動議提出における留意点 → 不穏当発言に対する懲罰動議提出は事実上不可能 → 懲罰事犯日から起算して 3 日以内に定例会・臨時会招集は現実的に困難

(11) 発言取り消しと当該発言に対する議員の責任

- ・発言取り消しが、議会で許可されれば当該発言は最初からなかったこととなる
- 発言取り消しは、当該発言に対する発言議員の責任は消滅しない

(12) 議場外における不穏当発言の取り扱い

- ・法的措置 → 懲罰・処分要求できない → 刑事、民事で対応
- ・事実上の対応 → 議員による対する注意勧告等の決議

4. 傍聴人

(1) 会議公開の原則

- ・【地方自治法 115 条】 傍聴の自由、報道の自由、会議録の公開
- 委員会の公開は法的根拠なし

(2) 傍聴人に対する権限（地方自治法 130 条）

- ・会議妨害時の権限 → 案件、発言に対し傍聴席から発言した場合の措置

- ・傍聴人全員に対する退場命令権 → 傍聴席が騒がしいとき
- ・傍聴規則制定権 → 規則の制定義務（変更していく必要）

5. 動議・議事進行発言

（1）意義と提案方法

- ・動議 → 一般に議案以外のもので、会議の意思決定を求める提案（会議規則 16 条）
- ・提案方法 → 動議は一般的に会議の途中において発議。①原則として口頭により②案を備える必要なし

（2）議事進行上の発言

- ・意義 → 議事進行上の問題について、発言通告不必要で、議長に対し、質疑や注意、希望するための発言。一人で可能。
- ・発言の範囲 → 議題に直接関係のあるもの、直ちに処理する必要があるものでなければならない【会議規則 58 条】

議事進行発言は議長権限で取捨選択可

（3）動議の議題の時期

- ・動議を議題とするための要件 → 動議が正留津することが要件
- ・動議の議題の時期 → 動議が成立しても自動的に議題にはならない。
議長の議題宣告により議題
→ 動議の緊急性の度合いによって、すぐに取り上げる必要はなく、会期中のどこかで取り上げてよい

（4）動議と日程追加

- ・日程追加する動議 → 独立の動議
- ・日程追加を要しない動議 → ①議事進行に関する動議②議題に直接関係のある動議

（5）緊急動議

- ・緊急動議とは → 発議者が緊急性を
- ・緊急同意の取り扱い → 動議提出者の表現だけではなく、内容によって緊急性の有無を判断

（6）先決動議の競合

【会議規則 18 条】

- ・1つ以上の先決動議が競合した場合、提出された動議を採決する機会を与え、1つの動議が採決される機会がなくならないようにする。
- ・先決動議として正規の審議手続きを求める動議と審議の省略を求める動議が提出された場合、正

偽手続きを求める動議から採決

- ・現状を肯定する動議と否定する動議が競合した場合、現状を肯定する動議を先決

6. 議事日程作成

(1) 意義と条文

- ・議事日程 — 会議を能率的に行うため、開議の日時、会議に付する事件、その順序を掲載したもの。記載された開議のみ効力を有する
- ・会議規則 20 条 — 議長は議事日程を配布。やむを得ないときは報告を配布に変えることができる

(2) 議事日程の作成権者

- ・理論上 — 会議規則 20 条、議長のみで作成
- ・実務上 — 議事日程が法 109 条 3 項 1 号、議運での協議後議長が作成

(3) 議事日程掲載事項

- ・掲載事項 — 開議日時、付する事件、事件の順序
- ・付する事件 — 議決対象事件、議決対象外の事項でも会議の審議において重要なもの（一般質問・選挙等）
- ・諸般の報告 — 各議会の考え方等

(4) 日程への案件等の掲載（先議との関係）

- ・原則 — 提出案件をどの日程に開催するかは議長の自由。会期中に必ずどこかの日程に掲載義務あり。議長が握りつぶすことはできない。
- ・例外 — 会議規則 23 条により延会となった会議で審議を終わらなかった案件について日程に再掲載義務

(5) 議事日程の記載方法

- ・原則 — 案件を 1 件ずつ記載
- ・例外 — 予算、条例等性質ごとの記載可能
- ・委員会付託案件の記載 — 案件名を議事日程に記載。案件名を記載せず、委員長報告との記載は不適當

(6) 日程事項の掲載順序

- ・理論 — 順序は議長決定
- ・実務 — 議運の決定で議長が決定

(7) 議事日程の配布時期

【会議規則 20 条】

- ・理論上 — 開議前日まで
- ・実務上 — 開議直前まで

(8) 会期中に提出された議案と議事日程

- ・議案と議事日程の関係 — 議長は会期最終日までに日程に掲載義務あり
- ・議事日程に掲げるタイミングに対する異議 — 議長の権限のため、議員の異議

申し立て不可（会議規則）

- (9) 一般選挙後の初議会における議事日程の配布と議事日程の配布と日程掲載事項
- ・理論上 — 臨時議長が議事日程を柵瀬配布することはできない（行実昭和 26.9.10）

- ・実務上 — 開議直前であれば臨時議長確定のため、その時期の配布可能
- ・臨時議長の議事日程事項 — 仮議席の指定と議長選挙のみ — 議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定も運営上やむを得ない場合あり

- (10) 会期最終日において議事日程変更が否決された場合の取り扱い

- ・会期最終日における日程の途中で議案の日程追加が否決された場合
 - 議事日程がすべて終了した後に再度、日程追加を諮る
- ・すべての議事日程が議了した後に、議案の日程追加が否決された場合
 - 否決により議案の審議未了・廃案

- (11) 議事日程の削除・訂正

- ・議事日程配布後、開議前に議案撤回許可の場合、審議することはできない
 - 議長開議宣言後、速やかに削除宣告。議会に諮る必要なし

- (12) 議会の構成に関する事件と日程追加の是非

- ・理論上 — 議会の構成に関する事件（議長不信任案、議員辞職決議等）は追加日程追加を諮ることなく審議を行うことは可能 → 日程追加が否決されても審議しなくてもよいわけではない
- ・実務上 — 日程追加を諮る
会議規則制定以前より、

- (13) 延会となった事件の次回の議事日程での取り扱い

【会議規則 23 条】

- ・理論上 — 会期中の議事日程記載により、次回の議事日程に掲載義務なし
- ・実務上 — 延会した事件は次回議会日程に記載が適当（次回議事日程の最初に掲載妥当）

- (14) 議事日程延期の動議と議事延期の動議

- ・議事日程延期の動議 — 不記載事件で、議題に供されていない全部、一部を翌日以降に延期する動議
- ・議事延期の動議 — 議事日程記載事件で供された事件の審議を翌日以降に延期する動議

7. 議会だよりと議長の権限

- ・議会だより発行責任者の議長は内容に一定の自律権の範疇での裁量権認可
- ・原稿が事実と異なる内容を議員が提出した場合、削除・不記載の権限あり

8. 議長・委員長が発言と決済権

【会議規則 54 条】

- ・議長（委員長）は会議規則 54 条の規定により、議員としての身分を有することや、議員席に着けば議員としての発言をすることは法的に認められている。

→ しかし、議長（委員長）は中立公正性の立場から本会議（委員会）の議事をつかさどる必要があるため、一議員として発言することは中立公正性を他の議員から疑われることとなり、円滑な議事運営を行うことが難しくなることに留意を要する。さらに、議長が討論を行うことは当該案件に対して中立公正性を明らかに欠くこととなり、会議規則でも討論後は評決が終わるまでは議長職をとることは適当でないとして、議長席に戻れないことを規定している意味を考える必要あり

* 決済権と現状維持の原則

- ・現状維持の原則とは、過半数議決において可否同数になったとき、議長が消極決済することをいう

→ 現状、議長の裁決権行使にあたっては可否どちらに行使しても法的問題なし

* 議長の委員会出席と発言

【地方自治法 105 条】

- ・法により委員会における議長が発言できることを認めているが、この発言は議題に対する発言を認めたものではなく

* 決済権

【地方自治法 116 条】

- ・決済権 — 過半数議決において、可否同数の場合に決済権のない議長が行使できる権限

9. 選挙・互選

【地方自治法 97 条】

- ・適用選挙 — ①議長、副議長・仮議長選挙 ②選挙管理委員及び補充員選挙 ③一部事務組合・広域連合議会議員選挙等

* 選挙方法

【地方自治法 118 条】

→ ①公選法 46 条 1 項、4 項（短期無記名） ②公選法 47 条 8（点字投票） ③公選 48 条（代理投票） ④公選法 68 条 1 項（議長の定める所定の投票用紙） ⑤自治体議会の議員の選挙に関する 95 条の規定（有効投票数）を準用
指名推薦可能

* 互選

【委員会条例 9 条】

→ 委員長選出における選挙の方法を用いた疑似である互選
→ 互選は選挙と異なり、就任に承諾を求めない

(所感)

このセミナーを受講し、議長の権限と責任の重さを改めて考えさせられ、地方自治法の制度の中での行動が重要で、自治法の熟知が重要となると感じた。

また、委員長の委員会運営においても自治法制度の枠組みを遵守し、議長と同様、中立公正性を常に考え運営しなければならないと改めて考えた。

インクルーシブ公園遊具施設視察

令和6年2月3日、4日

東京都立川市 国営昭和記念公園「わんぱくゆうぐ」

練馬区 練馬城址公園

府中市 府中の森「にじいろ広場」

豊島区 としまキッズパーク

新宿区 新宿中央公園「ちびっ子広場」

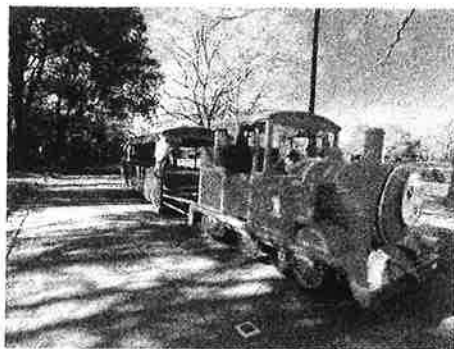
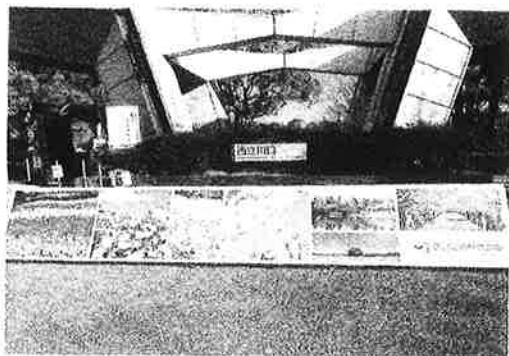
品川区 大井坂下公園

・立川市 国営昭和記念公園「虹色広場」

JR 中央線立川駅から公園ゲートはすぐ。しかし、大変大きな公園のため緑は多く、環境は非常に良いが、「にじいろ公園わんぱくゆうぐ」までは相当距離があるため園内周遊電車に乗らなければ障がいをお持ちのお子さんには大変に感じた。

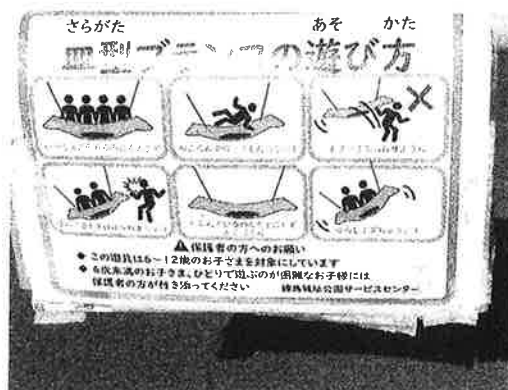
遊具間は車いすでも移動できる幅と傾斜のスロープがあり、配慮がされている。





・練馬区 練馬城址公園

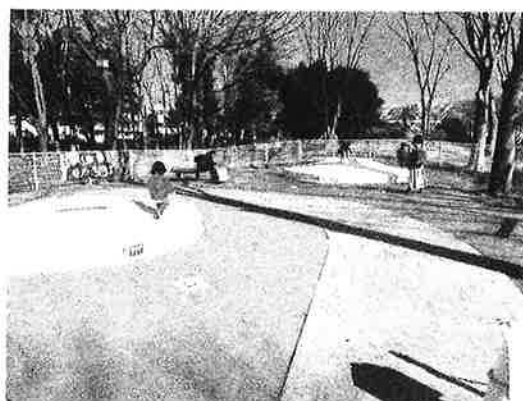
「としまえん」跡地にできた公園。都営線、西武線からも近くボール遊びのできる広場も併設されていて、すべての家族が楽しめる。多目的トイレにはフィッティングシートもついている。



・府中市 府中の森「にじいろ広場」

電車の駅からは少し遠いが、駐車場・駐輪場は近くに設置。様々な遊具がある。





・豊島区 としまキッズパーク

東京メトロ駅からも比較的近く、予約制のため混雑することはない。





・新宿区 新宿中央公園「ちびっ子広場」

都営線駅からすぐ、都庁の裏手と交通の便は非常に良い。広大な敷地にフットサル施設も併設。

2022年にリニューアルオープンし、その際、さらにインクルーシブ遊具を多く設置し、だれでも遊べる空間にした。



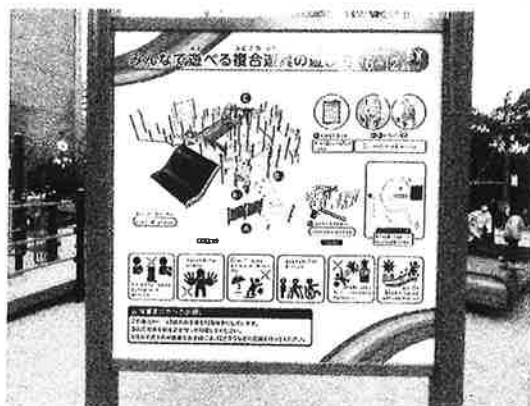


後ろは都庁 都営大江戸線「都庁前駅」からすぐ

・品川区 大井坂下公園

JR 大森駅から近く、アクセスはよい。

品川区では令和元年度から2年度にかけて、区内の小学3・4年生を対象にだれもが一緒に楽しめるユニバーサルデザインに配慮した公園（遊具）を整備するためのアイデアを考える「子どもたちのアイデア等を活かした公園づくり」ワークショップを開催。子どもたちからは80個以上のアイデアが出され、そのうち大井坂下公園には、車いすの子と一緒に頂上まで登ることができる複合遊具や4人が同時に乗れる皿型のブランコなど31個のアイデアを取り入れたらしい。





(所感)

時間や、天候によって子どもたちの姿が多くみられたところと、そうでないところと別れたが、すべての公園が、都営又は区営で運営されており、障害のあるなしにかかわらず、安全に楽しく遊べる工夫が随所に見られた。

遊具間は広くとられており、足元はゴムチップ舗装で、転んでもケガがしにくいようにしており、車いすやベビーカーでも動けるような配慮がなされていた。

府中の森「にじいろ広場」では障がい者施設の方が子供を連れてこられており、話を聞くことが出来た。

「普通の公園では危険があり、遊具で遊ばせることに相当な労力と目配りが必要だが、ここでは子どもたちがのびのび遊ばせることが出来、ありがたい。」「しかし年齢制限があり、超えると遊具で遊ぶことが出来ない。」と困惑もされていた。

この日も知的障がいをお持ちの子どもが一人いたが、仲間と遊具で遊ぶことが出来ず、施設の方が困っていた。

子供にはビブを着用させており、障害があることがわかるように配慮され、楽しそうに遊んでいた。

先日、奈義町にインクルーシブの大型遊具が設置され、すべての子どもに優しい公園となっている。

本市にはインクルーシブ遊具設置の公園はなく、保護者からの要望は強い。

人口規模、財政規模の違いから、他の公園と単純に比較はできないが、だれでも自由に遊べる公園づくりは必要と感じた。

今後、インクルーシブ公園へ向け、何が必要か様々な要因の調査研究が必要と感じた。

厚生委員会案件として、委員会で取り上げることも考えていかなければならない。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和6年2月14日～15日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	58,100 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	東京 (模擬議会質問研修パート1及び2 受講) (砧公園(世田谷区)視察)
---------	---

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

別紙

様式第 4 号(第 3 条関係)

支 払 証 明 書

金 額 58,100 円

(内 訳)

支 払 日	6 年 2 月 14 日
支 払 内 容	セミナー受講、インクルーシブ公園視察旅費
支 払 先	名称 高橋 寿治 住所 津山市高野山西 1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

6 年 2 月 14 日

津山市議会議員

高橋 寿治

旅費計算書

議員氏名	高橋 寿治
出張先(内容)	東京 (模擬議会質問研修パート1及び2 受講) (砦公園(世田谷区)視察)
出張日	令和6年2月14日～2月15日

日程	行程			交通手段					
月 日	乗車地		降車地	鉄 道 費(JR)		私鉄	航空費	バス賃等	モノレール
				基 本	特急等				
2月14日	津山	→	岡山	11,000	7,100				
"	岡山	→	品川						
"	品川	→	有楽町						
2月15日	有楽町	→	用賀			410			
"	用賀	→	渋谷			230			
"	渋谷	→	品川	180					
"	品川	→	羽田空港			330			
"	羽田空港	→	岡山空港				16,100		
"	岡山空港	→	岡山					780	
"	岡山	→	津山	1,170					
	小 計			12,350	7,100	970	16,100	780	0

合計(単位:円)

37,300

(A)

車 賃 (自家用車)		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
	小 計			0 Km	× 20円 (1Kmあたりの単価)	=		0 円	

合計(単位:円)

0

(B)

交 通 費		(A) + (B) = 37,300 円		
宿 泊 料		14,800 円 ×	1 日 =	14,800 円
日 当	県外	3,000 円 ×	2 日 =	6,000 円
	県内	1,700 円 ×	日 =	0 円
合 計		58,100 円		

上記出張における旅費計上額

58,100 円

(参考様式2)

6年 2月 15日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 6年 2月 14日 ~ 令和 6年 2月 15日
出張先	東京都千代田区丸の内3丁目1-1 国際ビル2階 リファレンス貸会議室 k-3 東京都世田谷区砧公園
出張内容	(株) 廣瀬行政研究所 議長・委員長のための議会運営セミナー受講 インクルーシブ公園視察
応 対 者	(株) 廣瀬行政研究所 廣瀬和彦
概 要 所 感	別 紙

地方議員研究会セミナー

議会×行政 虎の巻

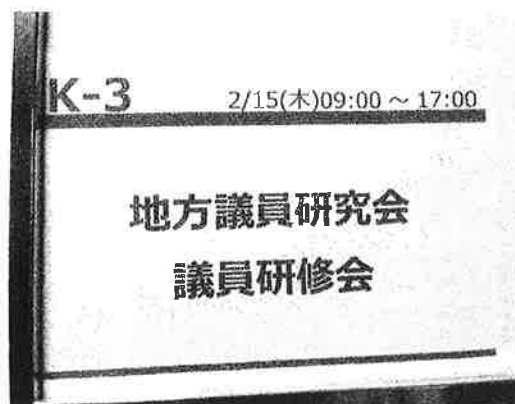
東京都千代田区丸の内3丁目1-1

国際ビル2階 リファレンス貸会議室k-3

寝屋川市元副市長 市川克美

「日本公共経営研究所」代表 医学博士 宮本正一

模擬議会研修【第一部】



【第1部】

1. 絶対に押さえておきたい役所の仕組み

*意思決定の場面

①企画立案→予算要求→予算計上→予算案→可決→起案→決済→実行(契約等)→履行確認→支払い

②議会党派・会派の要望・政策提言

・要望書→担当課回答案作成→取りまとめ→回答

11月に提出、2月回答

③議会質問(代表・一般質問)

・答弁書作成→答弁打合せ→首長承認→答弁

④各種機関・団体の要望

・①の経過

⑤国・県の施策・事業

・①の経過

*議会質問

@行政側の注意点

・答弁打合せ時、首長の意思決定を前提の作成はルール違反(行政内部では)

→特に初見項目は必ず理事者に事前調整

- ・委員会答弁準備→準備不足は審議遅延（委員会において、暫時休憩は行政側の不手際）

* 政策・施策立案、実行の流れ

@ トップダウン型首長の特徴

- ・補正予算対応が傾向多
- ・与党会派の要望実現は原則当初予算対応
- ・首長のスピードに追い付けない行政→予算審議では実行時期を質問

2. 効果的な議員活動に必要なこと

* VS 首長・行政は NG

@ 対立軸より是々非々

- ・職員を大切に→圧倒的な情報量、知識量
熱量、情熱の高い職員重要
個人攻撃はパワハラ
- ・一目置かれるには→思い込み、裏付けない質問 NG。1点突破でできる分野を持つ
- * 4年間でステップアップを
@ 行政視点からは4年間スパンでの質問
- ・勉強していると感じる議員 → 他自治体先例のみやネット引用をしない（先進事例はそこで終わる）
複数に情報源を駆使し、自分の言葉にする。深掘りが重要
省庁の報道資料利用
- ・柔軟性と本気度 → 得意分野、行政性悪説でない
市民の声をその都度聞かず、まとめて聞き、回答は急がない
行政の取り組みをけなさない。職員の悪口、噂話 NG、フラットな目線、新鮮な情報
- ・一目置かれる議員 → ①、②+えらそうでも、いい人でもない
- ・次期に備える必要のある議員 → 普段から執行部とコミュニケーション

3. 寝屋川市の事例

@ ふわっとした質問と答弁

- ・「市内すべてに・あちこちに」 → 検討する必要
- ・「数字を聞くが次がない」 → 数字をこたえるだけ（楽な質問）
- ・「有無、可否、個所数等を聞くだけ」 → そのまま答える（楽な質問）
- ・「市ではどのようなことができるのか」 → 検討を進めている
- ・「バリアフリートイレを必要とする人がいつでも安心して利用できる配備を」
→ 取り組み事例を調査研究する
- ・「○の次のステップとして△を要望する」 → 調査研究する（そもそも○すら実施するとは言っていない）

- ・「補助制度の創設を行うべき」 → 他市の動向を注視する
- ・「残食低下のため中学生が好む給食メニューが提供できれば」 → 答弁なし
- ・「事業者から私有地の一部を提供されればベンチが設置できるのでは」
→ 答弁なし

@上から目線に感じる言葉

- ・「〇〇という意識を人々に植え付けることが必然」
- ・「市民全員に訴えかけていく必要」
- ・「〇〇の調査を行ったことがあるのか」
→ 思いは理解できるが、執行部の印象よくない

@思い込みが過ぎる質問

- ・「〇〇をする人の心理を考えた」 → 答弁なし 深掘りが必要

@解説が過ぎる質問

- ・「犯罪心理学の中に割れ窓理論というものが存在していることを知っているか」
→ 答弁なし 執行部は当然知っている

@「〇〇を聞いた」という質問

- ・「市民から とお聞きしました・聞き及んでいます」
→

実際聞いたかどうか、少数意見・特定の意見と感じられる。エピソードの使い方に工夫必要

自分の言葉で。誰の言葉かが証明できないもの、事実と反する質問は NG

@市民によりすぎた質問

- ・「行政よりの様々な依頼により自治会が本来の地域活動に支障をきたしている」
→ 地域の在り方の根本が崩壊

@現実、制度を超えた理想を追う質問

- ・「異常気象の中、生活保護者、非課税世帯高齢者のエアコン電気代の補助を」
→ 生活保護費は国の算定基準、エアコン電気代算定なし。非課税世帯高齢者に関しては考えていない。熱中症注意喚起は取り組む
- ・「自治会運営からの業務委託に行政減の考えは」
→ 広報、チラシ配布、地域清掃等負担軽減を図っている。さらに取り組みを進める。

*刺さる質問と答弁

@行政の課題に切り込む

- ・「ワンストップ窓口、各関係課での情報共有とうのシステム一元化について」
→ 情報一元化には高度なセキュリティ対策必要。課題、費用対効果とう慎重に検討。さらなる関係機関の連携を図る。
- ・「中核市として児童相談所設置について」
→ 児童相談所設置には複数の専門人材必要、大阪市と連携が取れていることで現在

は考えていない

行政計画（総合計画、下部計画等）の裏付けが必要

【2部】

1. 行政をうまく使う

* 性悪説・対立軸では行政は動かない

@ 追求だけでは感情のしこりしか残らない

- ・ 信頼関係は程よい緊張感で
- ・ 追求のみは非生産性
- ・ 職員も有権者

@ 事務事業は重要「けなし」てはならない

- ・ 予算案に賛成したかどうか
- ・ 職員は与えられた仕事の追求
- ・ 「住民の意見」は大多数か
- ・ 安全地帯からの意見は議員の品格を下げる

* 職員の見方を増やし、キーパーソンをつかむ

@ クラウド・外付け SSD となる職員

- ・ 議員の不足を補う
- ・ 不足をいつでも補える

@ 理想のキーパーソン

- ・ 幅広い行政経験
- ・ 専門性と多様な技術職
- ・ DX・ICT に明るい
- ・ 情熱と覚悟と熱量
- ・ 複数のキーパーソン

@ 不適格キーパーソン職員

- ・ 勘違いをしている
- ・ 「事なかれ・利己主義」 — ここに何年もいないという職員要注意
- ・ 議員と飲みに行くことが重要と思う
- ・ 言い訳、首長、上司の悪口を言う
- ・ 情報の代わりに見返りを求める — 質問に対する要求
- ・ 懇意にする議員、上司を切り替える

@ 職員も評価欲しい

- ・ 優秀な職員は自己実現望む
- ・ 大切な部分を持っている
- ・ 真剣な議員と信頼関係を持ちたい

@地方公務員の基本

- ・学習能力、思いやり
- ・文章力、企画力、表現力

2. 寝屋川市の事例

*NG 質問と答弁

@ふわっとした質問

- ・「びょうじ保育施設受け入れ委可能人数、実態の市としての課題認識と施策は」
 - 地域によっては利用しにくい状況もある、新設については関係機関に要請を行う
 - 答弁になっていない → 過去に同様の質問あり、提案がない
- ・「政府の異次元子育て政策と同様本市も病児保育事業にあらゆる可能性を検討いただきたいがどうか」
 - 子育てしやすい環境づくりのため調査・研究していく
 - 質問の焦点がぼやけると、このような答弁になる

@意図が伝わらない質問

- ・「隠れ待機児童の定義と人数を示せ」
 - 特定の園を希望している場合や育児休業を延長している場合などが定義とされており、令和〇年〇月時点で〇〇人である
 - 質問の意図が行政として見えない
- ・「児童生徒が和式を使わないから洋式化することによって実質トイレが増えるというのか」
 - トイレの総数は増えないが、使用しやすいトイレは増加と認識
 - ただ聞くだけ、まったくオチがない

*その他

- ・市民からの指摘（本人でもよい） → 誰からなのか
- ・外部専門家らの提案はどうか → まずは議会提案から
- ・前提がどこなのか、だれなのか理解できていない質問
- ・知っていることをわざわざ聞く → 次につながるかどうか
- ・狭い分野の市民不在の質問項目
- ・量が多いと早口になり、項目数が多く、細かすぎると答弁がぼける

*OK な質問と答弁

@行政から具体的な答弁を引き出す

- ・（所信表明から）「外出による健康維持できる環境整備」は現状をどうするのか、何で効果を諮るのか
 - 後期高齢者増加予測から、自動車等の利用不安を想定、交通インフラ整備が必要。効果は、外出機会が増えることで混交維持に寄与
 - データを聞く単純ではなく、答弁が具体的にできればツッコミ所満載

*その他

- ・段階的にストーリーを作っての質問
- ・町名、施設名等特定の場所を上げる
- ・市が行った前例を上げ、同様の提案
- ・過去の答弁を引き合いに出す
- ・2択型の提案
- ・過去の調査データをもとに今回の取り組みを聞く
- ・一点突破型

(所感)

ただ質問に終わることなく、提案型の質問、それも実現可能なものに持っていくことが必要であり、執行部と対立型とすることでは未来へはつながらない。

自治体が市民の福祉、サービスにつながることを考えての質問が必要と感じた。

インクルーシブ公園遊具施設視察

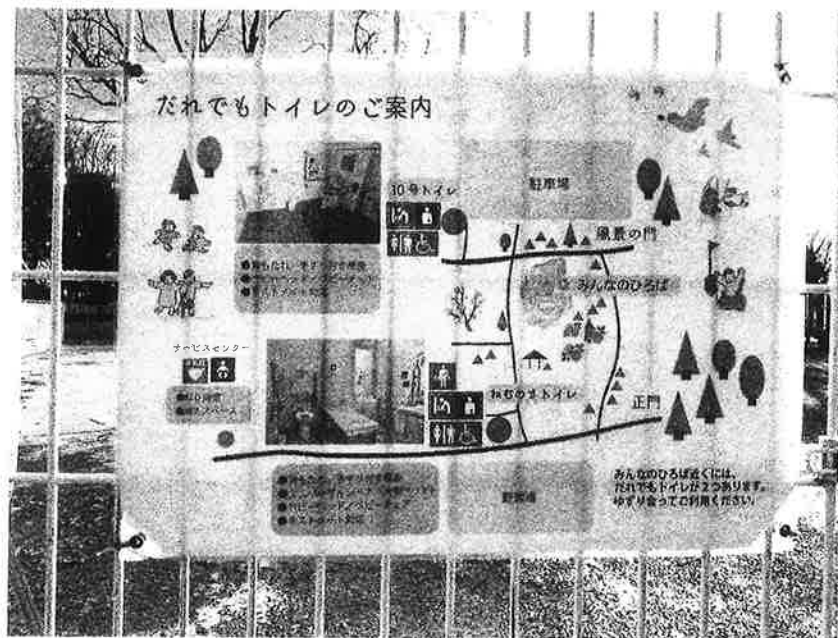
令和6年3月15日

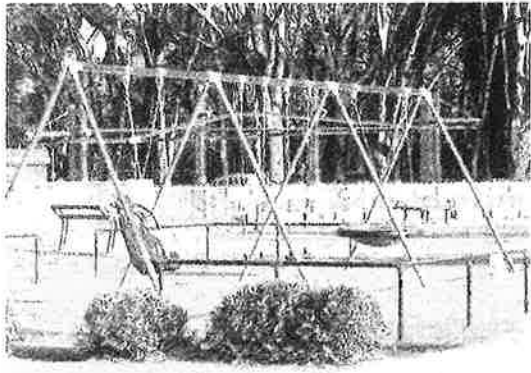
・東京都 世田谷区砧公園「みんなのひろば」



2018年に東京都議がと議会の一般質問でインクルーシブ公園の必要性を訴えたことがきっかけで、都立公園の整備がスタート。まず選ばれたのは、東京23区の中でも指折りの敷地面積を誇る砧公園。公園内に、野鳥の様子を観察できるバードサンクチュアリやスポーツ施設、美術館、レストランなどもあり、一日中楽しめるスポットとして地域の人々から愛されている砧公園の一角が『みんなのひろば』として生まれ変わった。







(所感)

砧公園「みんなの広場」は障がいをお持ちの都議会議員の訴えからスタートした、都内でも最大規模を誇る「インクルーシブ公園」である。「インクルーシブ公園」は障がいのある子どもだけでなく、だれでも同じように遊べる公園であり、遊具の利用時間なども、大まかな時間設定はあるが、それぞれが理解しあい、譲り合って遊べる空間。

本市においても障がいをお持ちのお子さんのためにも、トイレ整備を含め、インクルーシブ公園の設置は必要であると感じる。

東京都とは人口規模、財政規模の違いは大きく、いきなり大きなものは無理でも、だれもが安心して遊べるスペースの設置は必要であり、障がい児をお持ちの保護者方の声も聞きながら、取り組む必要を強く感じた。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 2 月 28 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	2,640 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	2月ガソリン代金 10,560 円 / 案分 1/4 2,640 円
---------	------------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

(参考様式4)

領収書貼付票(費目: 調査研究費)

 SOLATO ご来店ありがとうございます		 SOLATO ご来店ありがとうございます	
ご利用控え		ご利用控え	
2024年02月01日(木)17:24		2024年02月22日(木)13:13	
給油 010000		給油 010000	
事業者番号 T3260001021529		事業者番号 T3260001021529	
カト 様 IC		カト 様 IC	
XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875		XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875	
0-提携クレジット		0-提携クレジット	
*SOLATOガソリン ¥5,138		*SOLATOガソリン ¥5,422	
N O 3 30.95L/リ @166.00		N O 9 32.66L/リ @166.00	
(内ガソリン税 @53.80 ¥1,665)		(内ガソリン税 @53.80 ¥1,757)	
合 計 ¥5,138		合 計 ¥5,422	
(内消費税等 ¥467)		(内消費税等 ¥493)	
(10%対象金額 ¥5,138)		(10%対象金額 ¥5,422)	
(内消費税等 ¥467)		(内消費税等 ¥493)	
商品欄 *内税商品 #非課税商品		商品欄 *内税商品 #非課税商品	
一括払い No:4783746 T:83746 8		一括払い No:4789963 T:89963 8	
端末番号 95955000000000		端末番号 95955000000000	
ARCOO ATC0010 CREDIT		ARCOO ATC0016 CREDIT	
00		00	
TK670160		TK670160	
岸本(株)マイステーション津山南		岸本(株)マイステーション津山南	
津山市川崎182		津山市川崎182	
T E L 086-821-8101		T E L 086-821-8101	
2024/02/01 6539 No:4903		2024/02/22 4232 No:0893	
SC:09083 -1		SC:09083 -1	

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和6年3月27日～28日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	53,420 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	金沢市 (議員の発言権と質問力向上セミナー 受講)
---------	------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

別紙

様式第 4 号(第 3 条関係)

支 払 証 明 書

金 額 53,420 円

(内 訳)

支 払 日	6 年 3 月 27 日~28 日
支 払 内 容	金沢市 (議員の発言権と質問力向上セミナー 受講)
支 払 先	名称 高橋 寿治 住所 津山市高野山西 1559
領収書等を徴することができない理由	「津山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に準じ算出した金額であるため

上記のとおり支払ったことを証明します。

6 年 3 月 27 日

津山市議会議員

高橋 寿治

旅費計算書

議員氏名	高橋 寿治
出張先(内容)	金沢市（議員の発言権と質問力向上セミナー 受講）
出張日	令和6年3月27日～3月28日

[illegible]

合計(単位:円)

32,620

(A)

車賃 (自家用車)		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
		→			Km				
	小 計			0 Km	× 20円 (1Kmあたりの単価)	=	0 円		

合計(単位:円)

0

(B)

交 通 費		(A) + (B) = 32,620 円 /
宿 泊 料		14,800 円 × 1 日 = 14,800 円 /
日 当	県外	3,000 円 × 2 日 = 6,000 円 /
	県内	1,700 円 × 日 = 0 円
合 計		53,420 円

上記出張における旅費計上額

53,420 円

(参考様式2)

6年 3月 28日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 6年 3月 27日 ~ 令和 6年 3月 28日
出張先	金沢市武蔵町 14 番 31 号 IT ビジネスプラザ武蔵 5F
出張内容	(株) 廣瀬行政研究所 「議員が有する発言権」セミナー
応 対 者	(株) 廣瀬行政研究所 廣瀬和彦
概 要 所 感	別 紙

議員が有する発言権
～不穏当発言・不規則発言への対処手法～

令和6年3月28日 10:30～13:30

金沢市武蔵町14番31号 ITビジネスプラザ武蔵5F

株式会社廣瀬行政研究所

廣瀬和彦

議員・関係者のための
議員の発言権と質問力
向上セミナー

3月28日(木) in 金沢

◆10:30～13:30

議員が有する発言権～不穏当発言・
不規則発言への対処手法～

1. 議員の発言権とその種類
2. 議員に認められている主な発言の種類
3. 不穏当発言・不規則発言とその対処手法
4. 発言の取消・訂正と会務経
5. 議員の発言に対する法的責任



講師：廣瀬和彦
【株式会社行政研究所代表取締役・元金沢市議会議員・元金沢市議会議員会議員】
元金沢市議会議員として10年以上の経験を持つ。金沢市議会議員会議員として10年以上の経験を持つ。金沢市議会議員会議員として10年以上の経験を持つ。

◆14:30～17:30

質問力向上のための処方箋

1. 質問とその種類
2. 質問の範囲と限界（第3セクターや外交問題等）
3. 質問において留意すべき11個のポイント
4. 効果的な質問を行うための7つの処方箋
5. 議員個人の質問から議会の決議への昇華手法

(株) 廣瀬行政研究所

研修室

Study Room 1

地方議会セミナー
(講師：廣瀬和彦)

IT

1. 議員の発言権とは

(1) 発言自由の原則

- ・議員が議会で誰からも拘束されずに自由に発言できる

会議原則 — 議会運営の積み重ねで生じたルール

(2) 発言自由原則の制限

- ・【地方自治法132条】 普通地方公共団体の議会又は委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない

【市議会会議規則151条】 議員は議会の品位を重んじなければならない

- * 無礼の言葉・他人の私生活にわたる言論禁止の意義

無礼の言葉 — 議員が意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉

他人の私生活にわたる言論 — 議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論することは許されず、また公の問題を論じていてもその

発言が職務上必要な限度を超え、個人の問題に立ち入っての発言は許されない

例 H27. 9 柏原市長不倫問題

質問事項	一般質問の可否
市長の不倫問題を追及する質問	法 132 条「個人の私生活にわたる言論に該当し不可
市における職員を含めた公務員の倫理について市長の不倫問題を例としながら追及	会議規則における県の一般事務に該当するため可能

(3) 国会議員と地方議員の発言に対する補償の違い

- ・国会議員 — 憲法 51 条の免責特権あり
- ・地方議員 — 憲法・地方自治法ともに規定なし

【憲法 51 条】両議院の議員は、議院内で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない

* 刑法における責任

- ・名誉棄損罪（刑法 230 条） — 公然と事実を摘示して人の名誉を棄損すること
三年以下の懲役若しくは禁固又は五十万円以下の罰金
- ・侮辱罪（刑法 231 条） — 事実を摘辞しないで公然と人を侮辱すること
交流または科料

* 民法における責任

- ・【民法 709 条】故意または過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う
→ 金銭による損害賠償 新聞広告による謝罪広告
- # 善意・無過失によって生じた場合は損害賠償請求できない

2. 議員に認められる主な発言の種類

- ・質問 — 一般行政について疑義と意見を述べる
要旨を記載してして通告
- ・質疑 — 議案に関する疑義を述べる（本会議での質疑で意見を述べる場合議長が停止する必要あり）
要旨を記載して通告
- ・討論 — 賛成又は反対の意見を述べる

* 発言の種類

- ・議事進行上の発言 — 議事進行上の問題につき発言通告を必要とせず、議長に対し

質疑や注意をしたり、又は希望を述べるための発言をいう

・一身上の弁明 — 議員の身分に関する重要事件の内容等、自己の立場を議長に申し
でること

・議員間討議 — テーマや議案等について議員間で意見を述べ、その中から異なる論
点を抽出し、当該論点について自治体全体の利益を踏まえて議員
間で互譲できる部分は互譲し、合意形成の拡大を諮るもの

個人の意見を述べて終わるのではなく問題を抽出し、公共の利益考える場。

論点・争点を明らかにする必要がある — 会派内で考え方をまとめ、議員間討議に提出

(1) 質問と質疑の違い

・質問 — 自治体の事務全般を対象とし、疑問点に事故の意見を述べる。

原則定例会のみで行うことが可能

・質疑 — 議題となった案件を対象に、疑問点だけしか述べることができない

定例会・臨時会を問わず行うことが可能

(2) 討論

・議題に対し、自己の賛否を表明、反対意見者・評決態度未定者に同調させる機能

自己の政治的立場を明確にする機能

* 討論 1 回の原則 — 同一議題について議員は 1 人 1 回しか討論を行うことが出来
ない原則

原則理由 — 案件に対する賛否態度の表明。複数回答論を認めると、感情的になり
際限なく続く恐れがある

* 人事案件に対する討論

・理論上 — 討論を用いないでとの規定がない限り行うことは可能

・実務上 — 人事案件についての範囲を超えて当該者への人格等へ及ぶ可能性が
あり、法 132 条に抵触する恐れあり

議会申し合わせにより、人事案件についての討論を行わないと明記の議会あり

(3) 議事進行上の発言

・意義 — 議事進行上の問題につき発言通告を必要とせず、議長に対し質疑や
注意をしたり、又は希望を述べるための発言

・範囲 — 市議会会議規則 58 条 議題に直接関係のあるもの、直ちに処理する必要
のあるもの

・要件 — 議員一人で行うことが可能

・回数 — 議長に対する要望のため原則 1 回。ただし、別個の発言と認めることが可
能なため、許可可能

(4) 議員間討議

・意義 — 議員間の合意形成の拡大を諮る手法の 1 つ

討論は debate。議員間討議は discussion

3. 質問等における不穏当発言の取り扱い

(1) 不穏当・不規則発言とは

・不穏当発言 — 良識を有する者が発言しない言葉

・不規則発言 — 議長の許可に基づかない発言

(2) 不穏当発言は自治体により判断は様々

・理論 — 執行者、議員の考え、行動に対し道義的責任を問う質問は、一般的に不穏当と認定することは難しい

・実務 — 発言時の状況、議会構成など様々などの状況を議会の自立権の一環として判断。懲罰を与えることに法的問題なし。

(3) 不規則発言

・黙認される不規則発言 — 真偽を活性化する相槌、掛け声等の野次は場合によってはある程度黙認（野次と拍手は議会の花）

・問題となる不規則発言 — 明らかに発言の品位を欠いた特定の人格等に対する誹謗・中傷等の野次は許されない

(4) 不穏当発言の該当基準

①無礼な発言

②他人の私生活にわたる発言

③発言の根拠が不明確である発言や事実と異なる発言

④基本的人権を侵害する発言（LGBT 等）

(5) 発言の引用に当たっての留意点

・問題なし — 新聞、雑誌等の記事引用（責任の所在が明確）

・問題あり — 噂、流説等根拠が不明確事項を引用（Wikipedia、ネット記事など責任の所在が明らかでないもの）

(6) 発言の取り消し・訂正

【地方自治法 129 条 1 項】

普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

【市議会会議規則 65 条】

発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

・取消 — 議会の許可

・訂正 — 議長の許可

(7) 発言の取り消し方法

①発言者自身による発言の取り消し

②発言取り消しの申し出の勧告 → 議長の取り消し命令・取り消し留保宣告（本会議中直ちに取り消し命令は異例） → 議員の指摘から議運に不穏当発言かどうかを諮問、答申に従い措置

③議員による発言取り消し要求動議 — 可決の場合、議長は何らかの措置必要

* 発言取り消し留保宣告の活用

・留保宣告をすることにより、後刻発言を判断し閉会中も含め取り消し命令可能
（必ずしも取り消すとは限らない）

(8) 議長・委員長の不穏当発言に対する対応手法

①議事運営における対応 — 発言取り消しによる対応。当該会議中に限る

②会議録における取り扱い — 配布用会議録記載必要なし（会議録には残る）

③秩序違反としての対応 — 侮辱に対する処分要求、懲罰による対応

議場における秩序の維持に関する自主的、自律的に解決することを前提としているため、司法審査の対象にならない

(9) 発言取り消し命令が行える期間

* 議長の発言取り消し命令は不穏当発言が行われた当日のみならず、会期中であれば可能

(10) 議長による発言取り消し命令の効力

・法 129 条における議長の発言取り消し命令は不穏当発言を取り消すことを命令することであり、命令によって発言が取り消されるものではない

→ 議会で許可され、発言取り消しの効力が生じる

(11) 閉会中における発言取り消し

・発言取り消し申し出期間 — 閉会中の委員会委において不穏当発言がなされた場合当該発言当日に申し出が必要

・懲罰動議の提出における留意点

— 不穏当発言に対する懲罰動議提出は事実上不可能

— 懲罰事犯日から起算して 3 日以内に定例・臨時会招集は困難

(12) 発言取り消しと当該議員に対する議員の責任の関係

・発言取り消しが議会で許可されれば、当該発言は発言がなかったこととなる

・発言取り消し効果により当該発言に対する発言議員の責任は消滅しない

4. 不穏当発言に対する議会の対処法

・地方自治法 133 条による侮辱に対する処分要求

・地方自治法 134 条による懲罰

・刑事、民事による訴訟

* 執行機関による不穏当発言

・議員の発言取り消し申し出手続き準用

— 執行機関からの申し出がない限り議長の命令権行使不可

5. 議員の発言に対する法的責任

・正当な職務執行中の発言かどうか — 事実をもとに行っているか

・違法な職務執行中の発言かどうか — 発言が第三者に違法に損害を与えているかどうか

一般質問において損害を与えた場合、議員個人として責任を負う必要なし。自治体の責任 — 国家賠償法適応あり

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する

・職務を行うについて — 客観的に職務執行上の外形を備える行為をした場合

→ 議員の一般質問の発言は内容にかかわらず職務を行うについてされたものと認められる

・故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたとき

— 故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは民法 709 条における不法行為となる



様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 3 月 31 日		
費 目	① 調査研究費、要請・陳情活動費		
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費	金 額	1,282 円
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	3月ガソリン代金 5,128 円 案分 1/4 1,282 円 /
---------	-----------------------------------

領収書等貼付欄(支払証明書等は裏に添付のこと。)

(参考様式4)

領収書貼付票(費目: 調査研究費)



SOLATO

ご来店ありがとうございます

ご利用控え

2024年03月12日(火)12:37

給油 010000

事業者番号 T3260001021529

■ カト 様 IC

XXXX-XXXX-XXXX-8140 6 9875

0-提携クレジット

*SOLATOガソリン ¥5,128

N15 30.89L/リットル @166.00

(内ガソリン税 @53.80 ¥1,662)

合 計 ¥5,128

(内消費税等 ¥466)

(10%対象金額 ¥5,128)

(内消費税等 ¥466)

商品欄 *内税商品 #非課税商品

一括払い No:4795679 T:95679 8

端末番号 95955000000000

ARCOO ATCOO17 ■ CREDIT

00 ■

TK670160

岸本(株) マイステーション津山南

津山市川崎182

T E L 086-821-8101

2024/03/12 9646

No:5564

SC:09083 -1

※ 領収書は重ならないよう貼り付けること。

※ 感熱紙の領収書はコピーしたものを貼り付け、原本は裏面に貼り付けること。

(参考様式1)

(5 年度)

費目別一覧表

費目名 研修、会議費

年 月 日	支出内容	支出額	備 考
6. 2. 2	廣瀬行政研究所セミナー受講料	25,000 円	
6. 2. 15	地方議員研究会セミナー受講料	30,000 円	
6. 3. 28	廣瀬行政研究所セミナー受講料	15,000 円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
. . .		円	
合 計		70,000 円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 2 月 2 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	25,000 円
	② 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	セミナー受講料
---------	---------

領収証

No. _____

高橋 寿治 様

令和 6 年 2 月 2 日

金 額

¥25,000

内

消費税等

現金

但 2月2日受講料として

上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号 T2011001095530

係

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 2 月 15 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	30,000 円
	② 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	セミナー受講料
---------	---------

領 収 証

2024 年 2 月 15 日

高橋寿治 様

★ ￥30,000

但 2/15 10時～ 模擬議会質問研修/パート1
2/15 14時～ 模擬議会質問研修/パート2
研修会受講代として

上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田 2-2-1

大阪駅前第2ビル2階518号室

TEL 050-6868-9678

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 3 月 28 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	15,000 円
	② 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	セミナー受講料
---------	---------

領収証

No. _____

高橋 寿治 様

令和 6 年 3 月 28 日

金 額 **¥15,000**

内
消費税等

但 3月 28日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

現金

収入印紙

〒112-0011
東京都文京区千石2-34-6
株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号 T2011001095000

係

(参考様式1)

(5 年度)

費目別一覧表

費目名 公聴費

年 月 日	支出内容	支出額	備 考
5. 5. 25	「県北サミット」5月分定例会費	5,000 円	
5. 6. 16	「県北サミット」6月分定例会費	5,000 円	
5. 7. 14	「県北サミット」7月分定例会費	5,000 円	
5. 8. 25	「県北サミット」8月分定例会費	5,000 円	
5. 9. 25	「県北サミット」9月分定例会費	5,000 円	
5. 10. 23	「県北サミット」10月分定例会費	5,000 円	
5. 11. 24	「県北サミット」11月分定例会費	5,000 円	
5. 12. 12	「県北サミット」12月分定例会費	5,000 円	
6. 1. 26	「県北サミット」1月分定例会費	5,000 円	
6. 2. 12	「県北サミット」2月分定例会費	5,000 円	
6. 3. 15	「県北サミット」3月分定例会費	5,000 円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
. .		円	
合 計		55,000 円	

※費目ごとに各支出伝票を整理し、その表紙としてご活用ください。

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 5 月 25 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様

No. _____

★

¥ 5,000 —

担

5月分会費

R5年 5月 25日 上記正に領収いたしました

津山市

収 入
印 紙

内訳			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 秀樹

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 6 月 16 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様 No. _____

★ ￥ 5,000 —

担 6月分会費
R5年 6月 16日 上記正に領収いたしました

津 山 市

収 入
印 紙

内訳		
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		

県 北 サ ミ ッ ト

会長 岡竹 秀樹

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 7 月 14 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様 No. _____



¥ 5,000 —

担

7月分会費

R5年 7月 14日 上記正に領収いたしました

津山市

収 入
印 紙

内訳			
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 秀樹

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 8 月 25 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様

No. _____

★

¥ 5,000 —

担

8月分会費

R5年 8月 25日 上記正に領収いたしました

津山市

収 入
印 紙

内訳			
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 香樹

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 9 月 25 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様 No. _____

★

¥ 5,000 —

担

9月分会費

R5年 9月 25日 上記正に領収いたしました

津山市

収 入
印 紙

内訳			
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等
税率	%	金額(税抜・税込)	消費税額等

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 秀樹

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 10 月 23 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様 No. _____



¥ 5,000 -

担

10月分会費

R5年 10月 23日 上記正に領収いたしました

津山市

収 入
印 紙

内訳		
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 徳樹

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 11 月 24 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様 No. _____



¥ 5,000 —

担

11月分会費

R5年 11月 24日、上記正に領収いたしました

津山市

収 入
印 紙

内訳			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 虎樹

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 5 年 12 月 12 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様 No. _____

★

¥ 5,000 -

担

12月分会費

R5年 12月 12日 上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

内訳			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			

津 山 市

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 秀樹

様式第 3 号(第 4 条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 1 月 26 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様

No. _____



¥ 5,000 —

担

1月分会費

R6年 1月 26日 上記正に領収いたしました

津山市

収 入 印 紙	内訳		
	税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
	%		
	税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
	%		

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 秀樹

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 2 月 12 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様 No. _____



¥ 5,000 —

担

2月分会費

R6年 2月 12日 (上記正に領収いたしました)

収 入
印 紙

内訳			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等	
%			

津 山 市

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 秀樹

様式第3号(第4条関係)

支 出 伝 票

支 出 日	令和 6 年 3 月 15 日		
費 目	1 調査研究費、要請・陳情活動費	金 額	5,000 円
	2 研修費、会議費		
	3 広報費 4 広聴費		
	5 資料作成費 6 資料購入費		
	7 人件費 8 事務所費		

支 出 内 容	津山市・岡山県の将来を語る会「県北サミット」定例会費
---------	----------------------------

領 収 証

津山市議会議員 高橋 寿治

様

No. _____



¥ 5,000 -

担

3月分会費

R6年3月15日(上記正に)領収いたしました

収 入
印 紙

内訳		
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		
税率	金額(税抜・税込)	消費税額等
%		

津 山 市

県 北 サ ミ ッ ト

会長 野竹 春樹